

て、こういうやうやり方は改めていいのではなかろうか。殊に現在文部省の組織規程というやうなもの、これは政府において自由にきめることができるのでござりますので、即ち関係方面の示唆とか或いは勧告といふやうなものも現在は勿論ないわけでござりますので、如何に行政がうまく行くか、そういう点の従来の不合理不便といふものを改めて、行政の一元化ということを考えているわけでございます。

○松原一彦君 野田長官にこの間うちお願いしておきました官房長を置く省と置かない省との比較表、その所管事務等に関する比較表をお願いしておいたのですが、その資料を預けますでしょうか。

○国務大臣(野田卯一君) 事務当局に申し付けてありますので、私もお手許にお届けしたかと思つておりましたのが、若しお届けがなかつたならば早速お届けすることにいたします。内容は、新らしい機構におきまして官房長を置かないのは文部省、厚生省、労働省の三省であろうと思います。文部省につきましては、只今お話をありましたが、ようやく、官房の仕事が少し減るというようなことでございますが、現在大臣が官房の仕事を他に移して、他の部局に移しておやりになるというわけになります。実質的に少し官房の仕事が減ることになります。それから厚生省、労働省も大体現状維持だと思いますが、この間松原先生からお聞きしたのです。が、厚生省のほうは統計の仕事を官房に移したといふやうなことになつて、それに仕事を取扱わることにいた

に官房長という必要もない、こういふふうに考えております。労働省につきましては大体同じことだと思います。現状と変わらないと思います。従つて官房長も現在ありませんので、そのままにしておきます。ただ一つ私の所管しております建設省におきまして官房長ができますので、その点について御質問がありましたら、建設省の官房は今までの仕事に加えまして、建設機械業課といふのでやつております。その仕事がいつ新らしく加わつて来る。それから監察、公共企業に関するいろいろな活動事業に關する管理、これも建設業課といふのでやつております。その仕事を監察して行くという意味で、法令上監察官といふものを明定することにいたしまして、それがやはり官房の中にあります。こういうよろづ的な関係からいたしまして、官房長を置くといふことにいたしておる次第であります。

りませんで。大体事務の実情に応じて措
おられます。今まで置いて来たものと考えて
おられます。今度の改正についての考え方
方は、大体從前通りと考えているので
あります。建設省につきましては、
今申しましたように三つばかり課に相
当するような仕事が殖えましたので、
今度官房長を置くことになつた、こころ
いうふうに御了承願いたいと思いま
す。

○松原一審君 承るだけにしておき
ますけれども、まあ官房長はあるの
が本式であつて、ないのが異例である
と私はあも思つておつたのであります
が、併しいろ／＼聞いてみますとい
うと、ないところが三つだけで、今ま
で四つあつたのが、今度は建設省のほ
うに官房長を置かれるというので、実
は気がついたようなわけです。ほかに
は置いておかんでも済む代り、事務の
分量等によつておきめになるのである
とすれば了解するのであります。そぞ
いう意味から申しましても、厚生省の
今度の機構は非常に大きいのであります
。外局も内局になりまするし、附屬
機関も御承知の通りに病院、療養所、
試験所、研究所等が非常に大きい。そ
の最も龐大な組織機構を持つてゐる厚
生省に専任大臣がない、これはまあ當
分のことでありましょけれども、官
房長もない、そうして次長等も削られ
るということになると、運営の面から
見て私は心配に堪えないのであります
。さよなら意味から標準があれば重
わつておくし、標準はなく、事務の分
量によつて適宜に裁定する問題とする
ならば、私は修正の意見も出したい
かのような希望を持つて承わつたわけ

○成瀬精治君 教育施設部、それを廢止してどうなるのですか。管理局局で事務はやるというわけですか、それを例えれば課に落ちるとかというようなことではやって行くわけですか。

○政府委員(相原惟一君) 現在のこの設置法の改正前でござります。現在の機構について申上げますと、管理局の中に教育施設部といふのがございまして、教育施設部に属する課が二課二室ございます。それで今度の改正案によりますと、ただ局部課となつております。その中間の部がなくなる。それだけのことでありまして、その二課二室といふものは、やはりその事務その機構は管理局にそのまま置かれる、ということになつております。要するにもう少し具体的に申しますと部長がいることになつております。要するに人減るということだけあります。

○成瀬精治君 そうすると施設課などはそのまま、ただ田中部長がいなくなる。そういうわけですか。

○政府委員(相原惟一君) 具体的に人の点から申しますと部長が一名整理される、こうしたことあります。

○成瀬精治君 部長がおつても結構何の役にも立たんのだ、だからやめさせたいという結論になつてしまつのですが、何かうまい説明はないのですか。たゞここで言つて、今まで要らんものを設けておつたけれども、こういうことになつてしまつて、実際運営の上に非常にいいところが……、部長がいないうがいいのだという理窟はないのですか、どうですか。

○政府委員(相原惟一君) 従来管理官の教育施設部では文教施設に関する事

務をやつておつたわけであります。これは管理局局のほかの課とは仕事の上全く多少一室でござりますので、教育施設部という部の中でもやることが非常に多い実際の運営にあたりましては、この点につきましては文部省のほうで、新らしい機構の下でも十分やつて行きたいと考えております。

在這裏，我們可以說，當人與人之間的關係是平等的，是互相尊重的。

れると思いますが、若しそれが十分に行かない場合には建設省の常総局で十分調査して、実行上支障のないようにするという大体の方針であります。

○成瀬暢治君 そうした建設省と関係があるのでありますが、これは私は今まで通りぐらではこれは逆も悪く初めて承わつたのであります。実際に今まで通りぐらではこれが逆も悪く相当仕事に予算を取つてやつて頂かなければ、実際P.T.A.の負担は多くてやつて行けないだらうと思います。だからそうした面において納得の行かない、本当に画一的なものでやられてしまふといふことでありますから、その点については私は最も今言つたようだからそしめた面において納得の行かない、本当に画一的なものでやられてしまふといふことでありますから、その一方で学校ができるにに対し、文部省は予算が取れないからしようがない、金を出してくればなかつたからしようと、その仕事と言いますか、実際片方で学校ができるにに対し、文部省は予算が取れないからしようがないのでありますから、そういうことのないようにお願いいたします。

もう一つ、教科書の問題なんですが、これは何かこういうことをやつて行かれることについて、中央教育審議会などの関連も、何か一連の教科書統制といふようなものをやられるお含み

○政府委員(相良惟一君) 教科書に関

する統制といふようなことは全然考え

おりません。要するに先ほど申上げました通り教科書行政を三つの局でやつていた。教科書を先ず業者が文部省の検定を申請する、それが管理局に行き、それで教科書の内容に誤りがある

三制の問題、或いは国立大学の整備の問題等、世人から見ても成るほどと思われるような現在懸案事項があると思ふます。そういうことにつれては、市町村の教育委員会をどうするなど、どのようにして行くかというよう

つかないか、文部省が検定した教科書について内容に多少の誤りを発見した、そういうもののに対する措置は、それは初等中等教育局、それから教科書の配給がうまく行かない、末端まで間に合わない、末端まで行つてない、そういう

うような問題については調査普及局と等中等教育局でございますが、こういうことにつけては教育委員会制度全般に関する問題に取組むというわけでございま

す。このほかに、内閣に設けました地方行政調査委員会、これでも教育委員会制度に関する若干の勧告を政府に申をおられるのでございます。都合三

かたんの意見を徴して重要施策を立案しておりますが、市町村の教育委員会制度について一応の答申をしております。そのほかに、内閣に設けられたおりました政令改正諮問委員会

が当面しておる問題といたしましては、教育委員会制度についての答申を内閣総理大臣としているのであります。そのほかに、内閣に設けました教育委員会法に関する問題でございますが、こういうことにつけては教育委員会法に関する問題でございますが、こういうことにつけては教育委員会法に関する問題でございま

す。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。

○委員長(河井彌八君) この次に運輸省を考えておりますが……。

○委員長(河井彌八君) 御質疑があつたもろ少し文部省をやります。

○成瀬暢治君 教育会委員制度に対し

まして、初等中等教育局で企画とか指導ということをやられるのですが、実際どんなことをやられるのか。

○政府委員(相良惟一君) 現在教育委員会の主管課といつまでは、調査課普及局に地方連絡課といふものがございまして、そこでやつておるわけ

でござりますが、そこでやつておりまして、そこまで何をやられるのか。

○政府委員(相良惟一君) 現在教育委員会制度をどういうふうにして、その答申は別に教育副御審議会では何らの答申或いは建議もしておりません。ただ

ますが、その教育委員会制度をどういうふうにして、その答申は別に教育副御審議会では何らの答申或いは建議もしておりません。ただ

が、これは別に法令の根拠を持つておりませんが、文部大臣の諸問機関といつましても、教育委員会制度協議会を出ております。文部省が昨年文部省内に教育委員会制度協議会といたしまして、教育委員会制度協議会といふものを設けまして、教育委員会の仕事と実際を携つておられる人々とか、或いは市町村長或いは知事とか、或いは民間の学識経験者、地方自治庁の関係者、こういうようななかたがたに委員をお願いいたしまして、一応

○中川幸平君 文部省のほかにまだ設置法一つ議題にするのじやなかつたのですか、それも一緒にしてもらつたですか……。

○委員長(河井彌八君) この次に運輸省を考えておりますが……。

○中川幸平君 政府委員見えておらんですか。

○政府委員(相良惟一君) 教育委員会制度は、教育刷新審議会が第一次のアメリカ教育使節団の報告書によつて、日本的事情に合うよな案を考えま

して政府に答申いたしまして、その答申は別に教育副御審議会では何らの答申或いは建議もしておりません。ただ

が、これは別に法令の根拠を持つておりませんが、文部大臣の諸問機

会、協議会といふものが多少の結論を出しております。文部省が昨年文部省内に教育委員会制度協議会といたしまして、教育委員会制度協議会といふものを設けまして、教育委員会の仕事と実際を携つておられる人々とか、或いは市町村長或いは知事とか、或いは民間の学識経験者、地方自治

三制の問題、或いは国立大学の整備の問題等、世人から見ても成るほどと思われるような現在懸案事項があると思ふます。そのほかに、内閣に設けました教育委員会制度についての答申を内閣総理大臣としているのであります。そのほかに、内閣に設けました教育委員会法に関する問題でございますが、こういうことにつけては教育委員会法に関する問題でございますが、こういうことにつけては教育委員会法に関する問題でございま

す。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。この局でそれをやるということにしたわけでもございません。この局でそれをやる

○成瀬暢治君 教刷か何かで結論出でないなかつたのですか、教育委員会制度の……。

○政府委員(相良惟一君) 教育委員会制度は、教育刷新審議会が第一次のアメリカ教育使節団の報告書によつて、日本的事情に合うよな案を考えまして政府に答申いたしまして、その答申に基いて昭和二十三年に教育委員会法といふものが制定されたわけでございま

すが、その教育委員会制度をどういうふうにして、その答申は別に教育副御審議会にも教育委員会制度の問題に付いて何らかの意見を求めることが実現せん。文部省としては先ほどここで教育委員会制度に関する答申、或いは建設を頂きました第一次の文部省

改正法によつて、中央教育審議会といつものも最近発足いたしますので、この審議会にも教育委員会制度の問題に付いて何らかの意見を求めることが実現せん。

○補見義男君 私少し遅刻して参りましたから、或いは他の委員から御質問になつたかもわかりませんが、若し重複しておりますれば御答弁はよろしく

ござります。あとで伺いますから……。それは今度の改正法律案の第二十六條の中央教育審議会であります。中央教育審議会は、つい十日ほど前にこの委員会で審議を了しました。文部省の委員会で審議を了しました。文部省は改正法律案で新たに設けられた

○政府委員(相良惟一君) ここに今回よりますと、教育のほかに学術又は文化に関する基本的な重要施策を調査審議するなど、「うつたつて、まあ皮肉な言い方ですが、十日間も、一月ほどの間に学術又は文化に関する基本的な重要施策を文字が加わりました。これは本来第一次文部省設置法の改正案の中にこれは盛るべきであつたと思うのであります。今回加わりましたことにについて

は、本来文部大臣が教育、学術、文化についての文化行政に関する主管大臣である。こういうよな考え方で、殊に学術及び文化について例えれば何をしなければならない。それを直ぐ中央教育審

議会にかけなければならない、こういふ問題を持ち合しているというわけではありません。

○補見義男君 開き洩したのですが、現在は差当りその教育学術又は文化についてやらなければならんような問題はないといふ、こういふような御答弁だと思いましたが、そろですか。

○政府委員(相良惟一君) これは一つは従来の文部省設置法の、先ほど申上げました通り、大半を改正をいたしましたので、従来は教育といふ文句に從来の文部省設置法に学術及び文化を含むと、こういふに入つております。たが、教育だけでなく従来の中央教育審議会の所掌事項であるところの教育といふものには当然文部省設置法の規定によつて学術文化が入つていません。今はそれを抜き出したと、そういうふうに御了解願いたいと思いま

す。

○補見義男君 これは今御答弁は甚だ失礼ですが、如何にもごまかしの御答弁のように取れるのですが、ということは、この前の中央教育審議会については文部並びに内閣両委員会の連合委員会でお聞きのように、随分これは白熱的に論議された問題であるわけであります。そこで例えば二十人といふ委員の数も教育、特に六三制なり、国立学校の問題とか、そういうことを中心で大臣もその線を一步も出でられずに進められて、而も題名は教育であり、教育審議会であり、内容は教育と文化とか、或いは学術といふ、而も人文学科、自然科学或いは国民娯楽に及ぶまで、こういうふうなことについては御説明はなかつたと思うのであります。

そこで恐らくこれは新たにそういうふうな問題はないといふ、こういふような御答弁だと思いましたが、そろですか。

○政府委員(相良惟一君) これは一つは従来の文部省設置法の、先ほど申上げました通り、大半を改正をいたしましたので、従来は教育といふ文句に從来の文部省設置法に学術及び文化を含むと、こういふに入つております。たが、教育だけでなく従来の中央教育

審議会の所掌事項であるところの教育といふものには当然文部省設置法の規定によつて学術文化が入つていません。今はそれを抜き出したと、そういうふうに御了解願いたいと思いま

す。

○補見義男君 これは今御答弁は甚だ失礼ですが、如何にもごまかしの御答弁のように取れるのですが、ということは、この前の中央教育審議会につい

ては文部並びに内閣両委員会の連合委員会でお聞きのように、随分これは白熱的に論議された問題であるわけであります。そこで例えば二十人といふ委員の数も教育、特に六三制なり、国立学校の問題とか、そういうことを中心で大臣もその線を一步も出でられずに進められて、而も題名は教育であり、教育審議会であり、内容は教育と文化とか、或いは学術といふ、而も人文学科、自然科学或いは国民娯楽に及ぶまで、こういうふうなことについては御説明はなかつたと思うのであります。

○理事(中川幸平君) それでは運輸省設置法の一部を改正する法律案について説明の大要を開きます。運輸省の文書課長。

○説明員(谷伍平君) 先般運輸大臣から細かい法律案の提案理由並びに要旨について御説明申上げた次第であります。が、この法案の内容につきまして逐條的に順を追いまして簡単に御説明申

ますと、先般の文部省設置法の際に伺った説明によると、教育だけでも一人くらいの委員が必要だというのではなく、いろいろ新らしい疑問が出て来たのですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(相良惟一君) このお手許に今御覽だと思いますが、文部省設置法の一部を改正する法律案に関する新旧対照表の第二頁の上のほうが現行法でござりますが、この法律で單に教育自体も二十人では足りないのじやないといふことは、この前の中教審議会でござりますが、この法律で單に教育という場合には学術文化を含むものと

いうものが、この法律で單に教育をする、こういふことがございまして、従来の中央教育審議会の教育に関する法律が立案されておりますことをあらかじめお含み頂きたいと思います。

先ず目次でござりますが、地方支分部局の公兵船員職業安定所が今回行政簡素化の趣旨によりまして海運局に統合されましたので、これを削りましたて、又外局の海上保安庁が總理府の保安庁に移管されることになりましたので、これを削除いたしましたと同時に、只今外局でありますところの航空

局を権限の明確化といふような趣旨から内局に移しますので、これを外局から削除してござります。従いまして内

部局は従来の海運局、船舶局、船員局、港務局、鐵道監督局、及び自動車局に航空局が加わりまして、七局となるわ

けでございます。又外局は、最近これ

はこの程度にして、又後日にやることにいたしまして、運輸省の設置法案の説明を聞くことにいたします。

○理事(中川幸平君) それでは文部省設置法の一部を改正する法律案の質疑はこの程度にして、又後日にやることにいたしまして、運輸省の設置法案の説明を聞くことにいたします。

判所、併せまして三つになるわけでござります。

○説明員(谷伍平君) 先般運輸大臣から細かい法律案の提案理由並びに要旨について御説明申上げた次第であります。が、この法案の内容につきまして逐條的に順を追いまして簡単に御説明申

ますと、それから第十四号の二から四十四号の九までは、これは先ほど申上げましたよろんな航空法の附則で直りましたところの航空局の権限を、内局として、規則で規定したわけでございます。

それから第四十四号の二から四十四号の九までは、これは先ほど申上げましたよろんな航空法の附則で直りましたところの航空局の権限としてこちらへ受けて規則で規定したわけでございます。

それからそれには、規則で規定して、運輸省設置法を改正しておりますので、これが今国会を通して成立する事を予想いたしまして、それを受けてこの法律が立案されておりますことをあらかじめお含み頂きたいと思います。

先ず目次でござりますが、地方支分部局の公兵船員職業安定所が今回行政簡素化の趣旨によりまして海運局に統合されましたので、これを削りましたて、又外局の海上保安庁が總理府の保安庁に移管されることになりましたので、これを削除いたしましたと同時に、只今外局でありますところの航空局を権限の明確化といふような趣旨から内局に移しますので、これを外局から削除してござります。従いまして内

部局は従来の海運局、船舶局、船員局、港務局、鐵道監督局、及び自動車局に航空局が加わりまして、七局となるわけでございます。又外局は、最近これ

はこの程度にして、又後日にやることにいたしまして、運輸省の設置法案の説明を聞くことにいたします。

それから少し先へ参りまして、第三十一号は国有鉄道調停委員会という現名稱になつておるが、これが電気通信公社が設立されることに予定され

ておりますので、公共企業体の調停委員会が一本にまとまつて、公共企業体労働関係法の改正で、公共企業体調停委員会といふ名称に改められましたので、これに伴いまして改正したわけでございます。

それからそれには、規則で規定して、運輸省設置法を改正しておりますので、これが今国会を通して成立する事を予想いたしまして、それを受けてこの法律が立案されておりますことをあらかじめお含み頂きたいと思います。

先ず目次でござりますが、地方支分部局の公兵船員職業安定所が今回行政簡素化の趣旨によりまして海運局に統合されましたので、これを削りましたて、又外局の海上保安庁が總理府の保安庁に移管されることになりましたので、これを削除いたしましたと同時に、只今外局でありますところの航空局を権限の明確化といふような趣旨から内局に移しますので、これを外局から削除してござります。従いまして内

部局は従来の海運局、船舶局、船員局、港務局、鐵道監督局、及び自動車局に航空局が加わりまして、七局となるわけでございます。又外局は、最近これ

はこの程度にして、又後日にやることにいたしまして、運輸省の設置法案の説明を聞くことにいたします。

それから少し先へ参りまして、第三十一号は国有鉄道調停委員会といふ現名稱になつておるが、これが電気通信公社が設立されることに予定され

考えまして、大臣官房に觀光監を置き、又鉄道監督局、自動車局、及び航空局にそれ／＼次長一人を置くことにいたしまして、それ／＼の長を助けまして、事務の運営に遺憾なきを期した大体におきまして第四條の運輸省の権限のところで追加になりました事項をそこで加えているわけでございます。

第二十三條の海運局の所掌事務につきましては、海上保安庁は、先ほど申し上げましたように、海上保安庁の中の相当部分の事務がこちらに參りまして、海運局その他の局に分属になるとになりますので、その関係の事務をここに追加いたしているわけでございます。以下船局、船員局についても同様でございまして、更に鉄道監督局、自動車局につきましても、第四條の關係で追加になりました権限事項に対処する各局の所掌事務を追加し、或いは他の法律で変りましたのに伴いますところの権限を追加しているわけでございます。

二十八條の二是、先ほど申上げましたように航空局が内局となりまして、ここに位置を変えて規定してあるわけであります。

それから二十九條の附屬機関でございますが、海上保安庁の水路部及び燈台部が海上保安庁から運輸省に移管されまして、こちらの附屬機関になるわけでございます。名称は現在のところいう名前を用いておりますが、古くから燈台につきましては、海上保安庁に

なる前々から燈台局という名前が親し

まれておりますので、別に格上げといふような考え方ではなく、親しまれた名前を使おうということで、燈台のみにつきましては燈台局という名称になつております。又現在ありますところの海員養成所につきましては、前々から海員養成所というはどうも徒弟教育的なにおいが強く、学校という名前にしてもらつたほうが性格がはつきりするということでありまして、それを今回海員学校という名称に変更をしたわけでございます。

それから現在航空庁の中の機関でありますところの航空保安事務所、航空標識所、これらは航空庁が内局となりました関係で、本省の附屬機関となつて來るわけでございます。なお航空機等の試験、研究が從来禁止されておりますので、これはボーリングで、航空機等に関する措置に関する件

というボーリングがございまして、これは別途提案されております航空機製造法案の附則で廃止されることになつてお

りますので、廃止されたことを前提といたしまして、第三十一條の運輸技術研究所の試験、研究の項目に航空機及び航空保安施設に関する事項を追加いたしましたわけでございます。

それから三十二條と三十三條の關係でございますが、水路部、燈台局が運輸省の附屬機関となつたわけでございまして、その地方機関があるわけでございまして、その地方機関の位置、名稱は運輸省令で定めることとしたしておりますが、地方自治法の百五十六條の規定によりまして、水路官署につきましては国会の承認を要しないことが第五項ではつきり規定してございますが、燈台局の地方機関につきましては

は、国会の承認を必要とすることになりますので、別途燈台管理部の設置につきましての御承認をお願いする案件を提出してございます。

第三十八條の、その他の附屬機関につきまして變りましたところを申上げますと、從来海上保安庁の附屬機関でありますと、この海上保安審議会と水先審議会をこちらへ、運輸省の附屬機関に移して運輸大臣の諮問機関

といたしたわけでございますが、海上保安審議会につきましては、從来と多少性格が變つて参りますので、運輸省におきましては、海上における交通に關する安全の面を審議するという意味で、航空機等に関する措置に関する事項を追加いたしました通りいろいろと変つて参りますので、それに對応して必要な整理をいたしております。

最後に附則でございますが、附則で關係法律を改正いたしておりますが、これについて簡単に御説明申上げます

壇井君と、それから間鳴觀光部長が見えておりましたので、御質問のあるかたはお述べを願います。

○葉橋赳夫君 私は細かい質問はあとにして、この法の体裁についてちょっとお尋ねしたいのですが、非常に乱雑なようにも思ひます。例えてみますと、三ページの一四の二と、二二ページの十六の二とどう違うでし

うか。それから三ページの十四の三と、それから二二ページの十六の三と、特にこういふところにあるかということです。例えば

○栗橋赳夫君 それは実におかしい話ですが、そうすると、もう少し法文を慎重にこういうものを作つてもらわんと、私はいつも文句を言つておるのでありますが、その前は大臣の権限を列挙してあり、それから二二條のほうは官房としての内部的な権限とか、或いは所管事務が書いてあることはわかっています。

○葉橋赳夫君 それは、海難審判法の改正についてでござります。で、海難審判法の改正の要点は、現在理事官の海難審判の事務が、海難審理事官の事務が海上保安

が、海難審理事官の事務が海上保安が、燈台局の地方機関につきましては、企画立案という言葉が使つてあるけれども、十六度二ページには「企画立案」という言葉

が使つてあります。運輸本省の附屬機関とせずに、海難審判厅のいわば附屬機関とはどうでしようか。

○説明員(谷伍平君) 只今の三ページの十四の二と、それから二二ページの十六の二との関係でございまして、これは大体の運輸省の

て、多少細かい点におきましては、言葉の使い方でそれく好みがありますので、多少前と後が違つといふようなことがありますのでござりますが、まことに余り書いたことはございませんが、別にそれによりまして内容的にひどい差異が出来来るというふうなことはないと存じております。

そして警備隊のほかに、新たに父親がけられる海上公安局においては、「海難救助の際の人命、積荷及び船舶の救助に関する」と、勿論括弧して「運輸省の所掌に属するものを除く」とあります。が、海難救助の仕事を海上公安局でやり、警備隊も今上上げたように、その任務としてやつております。同時にその基本的なと言いましようか、海難救助

隊といふやうに分けたような次第でございまして、今御指摘の救難業者につきましては、救難業者の監督に類するようなことは海運局で取扱う、航路を閉塞いたしております。どうしてもそれを撤去しなければならないというようなものは公安局で取扱うというふうな考え方で分けたような恰好になつておるわけでござります。私どもとい

○鶴見義男君 先ほどの大好きな分類における最初の運輸省に所管される基本方針としての基準はちよつと聞き残しましたが、運輸省及び航海安全の基本に関する事項と言いますか、こういふものは運輸省だと、こういふことだけでいたか。

○政府委員(森井玄剛君) その通りでござります。

○楠見義男君　海上公安局を運輸省に属せしめず、保安庁に属せしむることについては、その一つの理由とて、警備事務に関して共同に使用される場合があるといふようなことの御説明でありますたが、実は変なたとえであります、ひさしを貸して母屋を取つたわけでござります。

ないものなどどうして同じ三葉が使われるのか、何を意味するのか、などといふことを尋ねます。そこで野田大臣にお願いいたしますが、これは私どものやつた時代にもこういうことがあります。が、最近は特に多いの

救助の制度の調査及び企画立案については、これは運輸省の海運局でやつております。ということで、從来の警報隊予備隊の関係は、大体すつきりとそのまま新らしく設けられた保安庁の中

いたしましてはたどるだけこうして大あ
いまいな点を残さないよう努めました
いと考えておるのでござりますが、今
後の運用によりましてこの結論を出す
ようにお願ひしたいと思つておる次第

これは別に所管争いとか何とか、そういう意味ではなしに、というのは、この前海上保安庁の増員をした場合に、警備救援隊ですか、これを一つの組織として

これといい、少くとも同じ法律においては語調は統一しないという。別意を生じたり何なりしていかんと思うのです。従つてあらかじめ若干の差があるならば差があるということを話してもらいますし、説明をしてもらいます。しないならば同じようにするようにして頂きたいと、こう私は希望いたします。

うものに包摶されておるのであります
が、海上保安庁関係だけは警備隊に行
つたり、公安局に所管せられたり、或いは
運輸省の海運局に所管せられたり、ど
うもはつきりしないのであります。併
つてそういう点から先ほど申上げた基
準、どういう基準でやつておるかとい
うことを中心伺い、具体的には海難救
助の問題について、なぜこういうふう

○補議員男君　今、海運局の新規しく改正せられる第二十三條の一項八号に「海難救助の制度の調査及び企画立案」とありますから、さつき申上げましたような疑問も生じたのですが、ここにあるのは、今の御説明によると、海難救助に関する業者の監督と、いうものを指すのですか。

○政府委員(森井玄剛君) 私どももそうか。
それが一番いいかと思つたのでございま
すが、公安局に所属しております船の運
営が相当多数に上つておりますので、そ
の実施行為自体で直接海上警備隊の運
営活動と共用に使うということが最も
か、或いは外局とか、そういうふうに
せずに、保安庁に移したのでした。

従つて機動的に動く必要があるので、う機関を特別に作るのだと、こういうことで、むしろ海上安全の実施或いは海難救助と言いますか、こういうことに主力があるような運輸大臣の御説明であつたのであります。従つて海上保安庁の点につきましては、航海安全と、いうこと、又海難救助ということとの基本的な問題が運輸省において認められ

のですが、先ず第一点は、海上保安庁の事務が一部新らしくできる保安庁に移行するのに伴つての関係であります。などが、どういう基準で一部のものは運輸省へ残し、それから一部のものは保安庁に行つておるか、この点についての大体の構想をお伺いしたいのです。と申しますことは、例えば海難救助の問題ですが、新らしくできる保安庁の任務においては、「海上における警備救難の事務」をその任務の一つとしておられます。

○政府委員(森井玄剛君)　その点は仰
点を先ずお伺いしたいと思います。
せの通り大変困難でございましたのであります
が、大体の基本観念といった
ましては、運輸及び直接航路の安全に
関する仕事は運輸省において原則として
て扱う、そして海上における安全の
実施に関する面は海上公安局において
取扱うといふな基本観念で分けた
のでございますが、やはり依然として
その間に明確を欠く点があるので
いかと思ふのでございます。そこで

とは、原則として航海安全の最も必要な部分でございまして、船員行政も、それから海運行政も、すべて運輸省の海運行政の中心になつております機構が、海難を如何にすれば軽減できるか、而して海難が起つた場合にそれを最小限度に食い止める、或いは救助するといふようなことは如何にすれば一番経済的で有効であるかということについての事項が海運行政、いわゆる海運政策の相當中心的な部分を占めておられますので、海運局においてそれを所

時に一部海上公安局においても実験して開
税漁脱の防止に伴ういわゆるロー・エ
ソフオースメントと言られております
仕事、それから漁業に関するロー・エ
ソフオースメントの仕事を併せて行つ
ておりますので、そういう海上における
ロー・エソフオースメントに関する
実力行使のいろ／＼な行政機能を、一
元的に船を持つておる所に集中いたしま
して実施するのが非常に有利ではないか
いかという意見が差当り結論的に考そ

〔理事中川幸平君退席 委員長着席〕

一つの事項につきまして、これは運輸省、これは海上公安局、これは警備

管をするといふに一応考えたのであります。

られましたか。取りあえず運輸省に籍はないで、海上警備隊の所属しております

は、これは野田大臣もここにおひれますが、各省における部制度の廢止に關

ら、一般的な問題について省略いたしましたが、
観光事業といふものはこれからのが
ますに、同時に意見をまとめて恐縮な
がら質問いたしたいのであります。
観光事業といふものはこれからの我が
国の、特に運輸省における仕事の面か
ら言えど、ひとり運輸省のみならず、
外貨獲得の観点から申しても、非常に
重要視しなければならぬ問題だと思います
のであります。従つて部を廃止しても
監を設けて必ずしも縮小ということを
意味しない、というような御答弁がある
かもわかりませんが、どうしてもそろ
いろよろな感を抱かざるを得ないので
あります。なぜこの機構改革に当つ
て、合理化をすると同時に機能を拡大強化する
必要からいつて、運輸省としては部
を観光局と、いうふうに、昔ありました
ように、むしろ積極的に拡大強化する
の措置をとられなかつた、その事情に
ついてお伺いいたしたいと思います。

題はある上で御答弁申上げます。私どもは、もとより観光が極めて今後の外貨バランスの改善に非常に日本にとっては重要であることを確信を持っておりまます。従つて機関もこれに応じますよろしく、強力にして充実した組織を作ることであります。そこで何かほかに簡素化する局はないかということでお、随分行政管理庁のほうとも御協議を頂きまして、いろいろ研究したのでござりますが、どうもよく簡素化するところができません。そこでございました関係もあり、簡素化の趣旨から言いまして、今一局運輸省で殖やすといふことは極めて困難であるというところが正直なお話をございまして、そこに至らなかつたところです。アッピセられるよう関係の方面にお願いいたしまして、実施いたしまして、早急の機会に観光が大いにクローズアップせられますように関係の方々にお願いいたしまして、実施いたしまして、いろいろ変転して参ることと存じますので、次第であります。

○政府委員(岡崎大治郎君) 只今スイスの観光についての御質問でございましたが、スイスの観光機関といたしましては、一九三九年に法律でできましたスイス中央観光局といたのがござります。これはスイス連邦の郵政鉄道大臣の監督下にありまする特別な機関であります。性格といたしましては、完全な政府機関ではない、何と申しますか、特殊な性格を帶びた機関でございます。行いまする業務は、対内、対外の観光宣伝、それから観光事業全般に、民間からもこの活動に対する資金を集めることであります。行いまする業務は、対内、対外に關しまする政府に対する建議、或いは

は又政府からのお詫問機関というやうな形で、役割を果してゐるようあります。外國の觀光機關の模様を見ますと、その国情或いは沿革によりまして、大分それく趣きを異にしております。政府部内に非常に大きな觀光機關を持つておりますところ、それから又今申しましたスイスのように、特殊な性格を持ちました、純粹の政府機關でもなし、民間機關でもなし、又日本のような公益法人といふような形でもございませんで、法律に基いて特殊な機關を設立して觀光事業をやらしておるという所も若干ござります。スイスは今まで申上げます通り、そり一いつた特殊な性格を持ちましたスイス中央觀光局というものが法律でできております。

○中川幸平君 これまでつた觀光部をそのままで局に直すと、相當経費もかかるのですか。いま一つ交通公社、あれは純然たる民間会社でありますか。その点を一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(森井支剛君) 予算は殖えないで行けると思うのでござります。

○竹下謹次君 交通公社は公益法人、社団法人であります。

○竹下謹次君 只今の御説明でその機構はわかりました。どのくらいの規模でやつておりますかという点と、それからもう一つは、現在日本で取扱つておるところは、運輸省と厚生省と建設省で、我々から見るといふと、一本にしたはうがよさそうなものが三つに分れております。これがために觀光の関係に支障を來すといふふうなことがありやしないかと考えておるのであります、スイツルではそういう点が統一されておるのか、まちくになつ

ておきたいと思います。
○補翼義勇君 関連して私から……。
ついでに観光事業行政といいますか、その觀光行政は適当でありますか、その觀光行政の現状と並びに将来の方針といいますか、そういうものについても併せて一つ御説明を頂きたいと思います。
○政府委員(同鳴太治郎君) 詳細なことは資料はございませんので、詳しく述べて申上げられませんが、スイスの觀光活動につきましては、例えば資金の面から申上げますと、最近におきましてスイスの中央觀光局の經費は四百五十分万スイス・フランでござります。そのうち三百万スイス・フランが政府、残りの百五十万スイス・フランが民間から輸出されておる。約四スイス・フランが一ドルになります。そしてこのイス中央觀光局は、先ほど申上げました通り、對外宣伝の面をも担当いたしておりますので、国外に目下のところ十六の宣伝事務所を持つて活動しておりますのであります。そうして今申上げました通り、對外觀光宣伝活動以外に、政府の各行政機關に対する建議、或いは又それらの諸間に応ずるというような仕事をし、又各州、各カントンにありまする觀光協会といふようなもの、或いはその他の觀光団体に対しまして指導的な役割を果しておるのでございます。
それから日本の觀光行政の実情でござりまするが、觀光行政といふものを非常に広く解釈いたしまして、觀光に關係のある行政というふうに考えますと、これは又非常に広い範囲に亘るのであります。まして、運輸省以外にも、國立公園を主管しております厚生省、或いは道

は又名勝とか史跡というようなものを保存いたします文部省といふように、広い範囲に亘るのであります。運輸省で所管しておりまするいわゆる観光行政といふやうなものを御説明申上げますと、現在観光部の中に三課ございまして、計画課、業務課、整備課、こういうふうに区分いたしております。計画課におきましては、観光事業全般に亘りまする企画をいたしまするほかに、観光関係の法規の事務、或いは観光関係の法人団体の指導その他の業務、それから資金の斡旋、それに更に税務関係の業務、というよろくなことをいたしております。関係の法律といたしましては、国際観光事業の助成に関する法律といふものがございまして、この法律に基きまして、観光関係の機関に補助金を支出することになつております。それから業務課におきましては、主たる仕事は綱道光伝の企画及びこれが実施に関する指導監督でございます。それから観光観念の普及といふやうな仕事、或いは又綱道光関係の資料の編纂といふやうな仕事をいたしております。資料の編纂のうち一番現在やつておりまする大きな仕事は、戦前政府の手によりまして、オフィシャル・ガイド・ブックといふものを発行いたしておりましたが、これがその後中止いたしておりますが、これが約三百万円の予算で二年ばかり前から着手いたしまして、近くこれが発刊の運びに相成ることになつております。業務課の仕事は、海外宣伝の企画指導、観光観念の普及、或いは特殊な観光資料の編纂、又土産品の指導改善といふ仕事もいたしておりますのであります。それからちよつと申し遅れました

が、業務課におきまして、更に通訳案内業、いわゆるガイドの指導監督、旅行斡旋業の指導監督といふ仕事もいたしております。関係法律といたしましては、通訳案内業法といふものがございまして、ガイドを試験制度にいたしました。国家試験にしておりまます。その試験の実施事務も業務課でいたしております。又旅行斡旋業といふものが非常に大きな役割を果しておるのであります。これにつきましては、今国会に旅行斡旋業法といふものが、現在議員提案によりまして、参議院に提出され、審議を受けております。最後に整備課におきましては、主として施設関係の仕事をございます。又観光施設を整備するというふうな見地から、独自の計画を立てましては、観光事業の見地から意見を述べるといふような仕事をいたしております。関係の法律といたしましては、国際観光ホテル整備法といふものがございまして、その法律に定めました一定の施設基準に合致いたしましたものを、運輸大臣が申請に基きまして登録いたしましたならば、これに付しまして或る程度法人税或いは地方

税の軽減が行われることになつております。又或る程度資金の斡旋を運輸大臣がやらなければならんというふうなことにも相成つておるのであります。そこで、運輸省におきまする觀光行政の実情でござります。

今後の方策といたしまして、講和條約の効力を機といたしまして、非常に外客の往来が繁くなつて参ります。昭和二十六年におきましては、入国者数が約五万六千人に相成りました。又その消費額も一千四百八十万ドル程度まで上つたのでござります。尤も戦前の最盛期におきましては、昭和十一年におきましては、消費額が当時の金で一億七百万円、ドルに換算いたしまして約三千万ドルということでおきましたので、当時に比べますると、まだその規模は半分にも満たないわけであります。併し幸い一番豊路でありました宿泊施設も逐次解除を受けましたので、受入態勢がかなり整備して参りましたので、今後は相当多数の外客の来訪が予想されるのであります。これに対しまして第一に現在考えておりますのは、海外宣伝の強化であります。これにつきましては、從来先ほど申上げました観光事業の助成に関する法律で、日本交通公社と全日本観光連盟に補助金を若干支出しておつたのであります。これが昭和二十七年度におきましてはかなり増額いたしまして、海外宣伝を強化いたしますその一つの方策といたしまして、戰時中は勿論廃止しております。その手始めとして、この七月一

日にニューヨークに日本の海外宣伝事務所を日本の交通公社に取りあえず委託して開かせることにいたしました。これが大体非常に大難把に申上げますと、運輸省におきまする觀光行政の実情でござります。

今後の方策といたしまして、講和條約の効力を機といたしまして、非常に外客の往来が繁くなつて参ります。昭和二十六年におきましては、入国者数が約五万六千人に相成りました。又その消費額も一千四百八十万ドル程度まで上つたのでござります。尤も戦前の最盛期におきましては、昭和十一年におきましては、消費額が当時の金で一億七百万円、ドルに換算いたしまして約三千万ドルということでおきましたので、当時に比べますと、まだその規模は半分にも満たないわけであります。併し幸い一番豊路でありました宿泊施設も逐次解除を受けましたので、受入態勢がかなり整備して参りましたので、今後は相当多数の外客の来訪が予想されるのであります。これに対しまして第一に現在考えておりますのは、海外宣伝の強化であります。これにつきましては、從来先ほど申上げました観光事業の助成に関する法律で、日本交通公社と全日本観光連盟に補助金を若干支出しておつたのであります。これが昭和二十七年度におきましてはかなり増額いたしまして、海外宣伝を強化いたしますその一つの方策といたしまして、戰時中は勿論廃止しております。その手始めとして、この七月一

日にニューヨークに日本の海外宣伝事務所を日本の交通公社に取りあえず委託して開かせることにいたしました。これが大体非常に大難把に申上げますと、運輸省におきまする觀光行政の実情でござります。

今後の方策といたしまして、講和條約の効力を機といたしまして、非常に外客の往来が繁くなつて参ります。昭和二十六年におきましては、入国者数が約五万六千人に相成りました。又その消費額も一千四百八十万ドル程度まで上つたのでござります。尤も戦前の最盛期におきましては、昭和十一年におきましては、消費額が当時の金で一億七百万円、ドルに換算いたしまして約三千万ドルということでおきましたので、当時に比べますと、まだその規模は半分にも満たないわけであります。併し幸い一番豊路でありました宿泊施設も逐次解除を受けましたので、受入態勢がかなり整備して参りましたので、今後は相当多数の外客の来訪が予想されるのであります。これに対しまして第一に現在考えておりますのは、海外宣伝の強化であります。これにつきましては、從来先ほど申上げました観光事業の助成に関する法律で、日本交通公社と全日本観光連盟に補助金を若干支出しておつたのであります。これが昭和二十七年度におきましてはかなり増額いたしまして、海外宣伝を強化いたしますその一つの方策といたしまして、戰時中は勿論廃止しております。その手始めとして、この七月一

日にニューヨークに日本の海外宣伝事務所を日本の交通公社に取りあえず委託して開かせることにいたしました。これが大体非常に大難把に申上げますと、運輸省におきまする觀光行政の実情でござります。

今後の方策といたしまして、講和條約の効力を機といたしまして、非常に外客の往来が繁くなつて参ります。昭和二十六年におきましては、入国者数が約五万六千人に相成りました。又その消費額も一千四百八十万ドル程度まで上つたのでござります。尤も戦前の最盛期におきましては、昭和十一年におきましては、消費額が当時の金で一億七百万円、ドルに換算いたしまして約三千万ドルということでおきましたので、当時に比べますと、まだその規模は半分にも満たないわけであります。併し幸い一番豊路でありました宿泊施設も逐次解除を受けましたので、受入態勢がかなり整備して参りましたので、今後は相当多数の外客の来訪が予想されるのであります。これに対しまして第一に現在考えておりますのは、海外宣伝の強化であります。これにつきましては、從来先ほど申上げました観光事業の助成に関する法律で、日本交通公社と全日本観光連盟に補助金を若干支出しておつたのであります。これが昭和二十七年度におきましてはかなり増額いたしまして、海外宣伝を強化いたしますその一つの方策といたしまして、戰時中は勿論廃止しております。その手始めとして、この七月一

日にニューヨークに日本の海外宣伝事務所を日本の交通公社に取りあえず委託して開かせることにいたしました。これが大体非常に大難把に申上げますと、運輸省におきまする觀光行政の実情でござります。

今後の方策といたしまして、講和條約の効力を機といたしまして、非常に外客の往来が繁くなつて参ります。昭和二十六年におきましては、入国者数が約五万六千人に相成りました。又その消費額も一千四百八十万ドル程度まで上つたのでござります。尤も戦前の最盛期におきましては、昭和十一年におきましては、消費額が当時の金で一億七百万円、ドルに換算いたしまして約三千万ドルということでおきましたので、当時に比べますと、まだその規模は半分にも満たないわけであります。併し幸い一番豊路でありました宿泊施設も逐次解除を受けましたので、受入態勢がかなり整備して参りましたので、今後は相当多数の外客の来訪が予想されるのであります。これに対しまして第一に現在考えておりますのは、海外宣伝の強化であります。これにつきましては、從来先ほど申上げました観光事業の助成に関する法律で、日本交通公社と全日本観光連盟に補助金を若干支出しておつたのであります。これが昭和二十七年度におきましてはかなり増額いたしまして、海外宣伝を強化いたしますその一つの方策といたしまして、戰時中は勿論廃止しております。その手始めとして、この七月一

客の遊興飲食税は普通の税額の半額になるという方策を実施いたしました。或いは日本において買ひまする土産品の問題につきましても、大蔵省と交渉いたしておりまして、英國はすでに実施いたしておりますが、英國に来た外人が買いまして、確実に外国へ持つて行く物には輸出品に準じて物品税を免除しているのであります。これも現在大蔵省の大体了承を得ております。ただ実施方法をどうするかという問題があるので現在研究中でございます。英國等におきましては、買いました場合に直接渡さずに飛行場或いは船に届けるという方法で、それを外国に持つて行き、国内に間に流れないということを確保いたしていわが國に船であります。そういう方策の問題だけが残つてゐるのであります。こうだけが残つてゐるのであります。こういふことに役立つのではないかと思ひます。今英國の例だけを申しましたのが、諸外国でやつておられますようないふるいろな対策も勧めいたしまして、できるだけ早く日本の旅行経費を引下げる。又業者に対してもこの点十分協力を求めまして、需要があるからといふことでなしに、やはり國際的なレベルの引き下げに協力してもらつよう交渉いたしました。こういふふうに考えております。英國にも十分な活動ができますし、又對外的にも十分な活動ができます。

○補見義男君　野田管理局長官伺いとしているような次第であります。○補見義男君　野田管理局長官伺いましたから大蔵木次長に伺います。が、今回行政機構改革の狙いは、政府の説明せられるところによりますと、講和発効後の近代日本にふさわしい機構改革ということが一つ。同時に簡素能率化を図ることができるよう機構改革をやつておられますね。そこで観光部といふものを仮に局にした場合に、経費は一向變らないということは先ほども運輸省から御説明があつた通りであります。そうなつて来た場合、今の行政機構の改革方針に反するかどうか、どういふふうにお考えになつておるか、その点お伺いいたしましたが、どういふふうにお考えになつておるか、その点お伺いいたしました。○政府委員(大野木克彦君)　やはり組織といたしまして、局のほうが部より上級の組織になりますので、今までの機構の改正では成るべく簡素にするといふことが狙いでございましたので、機構が大きくなる。○補見義男君　経費も何も変らないと従来の官庁觀念で言えば、その昇格によつて、だからもう一つの條件は変らずに、新らしい條件、一つの條件だけは變る。こういうことになると、むしろ機構改革の点から行くと、部をやめる

局が部になつて格が下つたとかといふふうの観念であります。が、局になりますと、機構が大きくなる。○政府委員(大野木克彦君)　やはり部が局になりますといふことは、機構が大きくなる。○補見義男君　経費も何も変らないと従来の官庁觀念で言えば、その昇格によつて、だからもう一つの條件は変らずに、新らしい條件、一つの條件だけは變る。こういうことになると、むしろ機構改革の点から行くと、部をやめる

局が部になつて格が下つたとかといふふうの観念であります。が、局になりますと、機構が大きくなる。○政府委員(大野木克彦君)　やはり部が局になりますといふことは、機構が大きくなる。○補見義男君　経費も何も変らないと従来の官庁觀念で言えば、その昇格によつて、だからもう一つの條件は変らずに、新らしい條件、一つの條件だけは變る。こういうことになると、むしろ機構改革の点から行くと、部をやめる

局が部になつて格が下つたとかといふふうの観念であります。が、局になりますと、機構が大きくなる。○政府委員(大野木克彦君)　やはり部が局になりますといふことは、機構が大きくなる。○補見義男君　経費も何も変らないと従来の官庁觀念で言えば、その昇格によつて、だからもう一つの條件は変らずに、新らしい條件、一つの條件だけは變る。○政府委員(大野木克彦君)　併し局とございましたように、随分問題になつた点もあつたのでござりますが、今は実は先ほど官房長のほうからお話をいたしました。こういふふうに考えております。英國にも十分な活動ができますし、又對外的にも十分な活動ができます。

○補見義男君　私の伺つてるのは、のところは局に昇格するといふふうな措置がとられなかつたのであります。それが大きくなりますが、やはりの事務とほんとうにそぞろに近いけれども、國際觀光といふふうなことを中心として内外に宣傳をし、又はその設備をいたして行く

局が部になつて格が下つたとかといふふうの観念であります。が、局になりますと、機構が大きくなる。○政府委員(大野木克彦君)　これは日本

の都合でござりますから、監は翻訳すればデイレクターだ、ディレクターよ

りもつと上のチーフだといふふうに言つてもいいわけですが、何と

いつてもいいわけですが、何といふふうな消極的な考え方でなくて、勿論局と

に世界の経済會議に加盟して大いに日本

の産業發展、國際的會議をしようといふふうな時流れに合いませんので、その辺

を非常に苦心したわけでございますが、いろいろな名前が出来ましたのでございましたが、結局監ということしか落ち行くところがないじやないかといふことで困つておるわけでござります

が、國際的には先ほど申上げましたようにディレクターの少し飾りを付けたものだというふうに言うよりしようがないのじやないか。そうして運輸省の内部の組織規定では、現在先ほど部長の説明しました三課をそのまま残して行く、それを監督する部長に監を置き換える、こうじうことに落ちて行つたわけでございます。何か名案がございましたならば、非常に結構だと思いま

いましたが、現在のところ運輸省及び関係各省の中の仲間をいろいろ見渡しましたところ、現在の部長が一番適任だと思います。

○竹下豊次君 極く簡単に又スイスのことをお尋ねいたしましたが、もとより私は日本とスイスを比べまして、スイスはヨーロッパの中心で、交通もよ

い、景色も非常によい所で、すぐにスイスの真似ができるようとは思つております。せんけれども、併し非常にやはり真似していい点が多い所だと思つていま

が、先ほど向うの機構として四百五十万フラン使つておるということでした

が、観光部の予算は幾らになつておりますか。

○政府委員(間嶋大治郎君) 日本の觀光関係の予算は実はお耻しい次第で

すが、現在のところ觀光部自体の行政関係の経費といたしましては、約二千

万円でございます。それからこれ以外に昭和二十七年度は、先ほど申上げました对外宣伝、或いは国内の啓蒙運動、或いは施設整備という名目で出します。これが私どもの計算でございま

す。これが私どもの計算でございましてどうでしようか。

○政府委員(森井玄蔵君) 運輸省の人事の担当官いたしまして、私からフランクに申上げます」というと、やはり局長といふような名前が今の役人仲間では一番いいんじやないか、併し監といふ名前でも民間あたりから呼べばいいのが来るんじやないかといふ点は、必ずしもそうじやないと想つてお

りますが、詳しい資料を持つて来ておりませんので、何で

いたしておりますところでは、大体毎年百五十万人くらいの觀光客がスイスに入つております。それから觀光客の消費額は、これは取り方によりまして非常に違いますので、ちょっとはつきりましたことを申上げられないのですが、恐らくドルにいたしました

で数億ドルになつておると思います。

○竹下豊次君 日本では一億幾らとか

言いましたね。

それから先ほど官房長が申上げましたことにちよつと敷衍して御説明申上

げますと、監の名前でいいかどうかと

いう御質問がございましたが、名前は私はどうでもいいと思うのですが、今度の觀光関係の機構改正で一

番大きな問題は、一つの行政の単位でありまする部といふものがなくなつて、機関としては結局官房の中に課が三つ並列するということになるわけ

です。観光監といふのは恐らく職名であ

ります。そういう職名を持つた者が三つの課の業務を統轄する、こ

うしたことになるのでありますので、

対外的には何と申しますか、觀光の行

動、或いは施設整備という名目で出します。これが私どもの計算でございま

す。これが私どもの計算でございま

す。これが私どもの計算でございま

す。これが私どもの計算でございま

りますが、外に出る場合には、機関としては三つの課が別々に離れる、こうしたことになります。先ほどちよつと

いたしましたが、各

の政府の觀光機関が寄りまして、官

署を出ます。それから運輸省へ

設觀光機関、國際同盟といふものがございまして、これに開設の決定によりま

して、この二月に日本も正式加盟いたしました。これも運輸省觀光部といふ

ことで加盟を承認されています。こ

れも今度の機構改正がござります

るのです。それで運輸省觀光部といふ

ことと、觀光監といふような職名では入

れませんので、まあ三つの課のどこかが

ある。或いは運輸省といふものに改ま

るといふような問題もございまして、

そういう点もどうしたものかと実は研

究いたしております。

○栗橋赳夫君 大臣もおいでになりましたが、お尋ねしたい。大臣も一つ聞いて

おつて頂きたい。私はこの内閣に國際觀光に関する審議会があると思うのでございますが、これは今後どうなるお

つもりでございましょうか。

○国務大臣(野田卯一君) 國際觀光に

関する審議会でありますですが、審議会全

めて現在の日本としては重要事項でありますから、それに關する審議会が廃止をされるということはなかろうと私は今のところそん考えております。

○栗橋赳夫君 野田大臣と私は同感であります。実はこの審議会は片山内閣から芦田内閣へ連続のときに置かれました。実は内閣に置かれたものでございます。実は内閣に置かれた事情は私は関與したので知つてゐるのですが、私は運輸省へ

設立されたのでございます。運輸省は、

國の政府の觀光機関が寄りまして、官

署を出ます。それから運輸省へ

設立されたのでございます。運輸省は、

しなければなりませんが、又宣伝を大にやつて、むしろ貿易外収入のリソースとしてこれを大きくして行くべきではないかと思うのです。先ほど大野木さんからも部局に上げたらいだとかいうお話をありました。私はこの際審議会とこれとを合せて局になさるという御意思はないか。むしろこの前の開議の模様から言いまして英断を以ておやりになるのが新らしい情勢に合ひ、又今度の趣意に合うのじやないかと思つていていたのですが、その辺の大臣の御意見を承わりたいと思います。

○國務大臣(野田卯一君) 栗橋委員の

おつしやいました、国際観光審議会が内閣に設置されましたときは、私も関係しておりますので、よく承知しておりますのであります。なかへいりくな議論がありまして、結局内閣になつた

のであります。今度の観光監といふことを考へた際にもやはりそういう問題があるのであります。先ほど官房長はその一部分といいますか、一部分を話されたのであります。大きくなれば、観光監といふものをどこに置くか、どういう形で置くか。作るにいたしましても、それについていろいろ検討すべき点が残つているのであります。特に共管事項の整理といふような事柄はこの次の第二の行政機構の改革においてやろうといふ政府は方針をきめていますので、それと関連した事項といたしまして、今度観光監をどこに置くか、又置く場所にしても仮に内局

にして置くか或いは附屬機関にして置いてやつて、むしろ貿易外収入のリソースとしてこれを大きくして行くべきではないかと思うのです。先ほど大野木さんからも部局に上げたらいだとかいうお話をありました。私はこの際審議会とこれとを合せて局になさるという御意思はないか。むしろこの

前の開議の模様から言いまして英断を以ておやりになるのが新らしい情勢に合ひ、又今度の趣意に合うのじやないかと思つていていたのですが、その辺の大臣の御意見を承わりたい思

います。

○栗橋赳夫君 御了承願いたい。

○栗橋赳夫君 私は或いはむしろ両方合せて、事務が今別々になつておりま

すが、両方を合せて或いは運輸省に置かれるか、或いは内閣の中に置かれるか、それは私は存じませんが、この際

は是非両方合せて局といふところまで

が、公共船員職業安定所は独立して各地にあつたのであります。この際海運局の中にそれを入れまして、船員部

の一翼としてやつたほうが諸般の点において好都合であるといふことから削

つたようなわけであります。

○上條愛一君 もう一点、第四條の第一項なんですが、十四の十四ですが、

旅行斡旋業を登録するということ、これは政府提出の原案にあつたのです

が、これを衆議院で削除したようですが、その削除した理由は何ですか。

○説明員(谷伍平君) 向うが不幸にして成立しませんければ、設置法の中に現われて来ないというわけになるわ

けであります。

○上條赳夫君 そうすると、これは生じたたとと思うのですが、而もなお

は、これは徳川時代の天保の改革と同様の緊縮政策といふもの

が、これを旅館業で削除したようですが、その削除した理由は何ですか。

○説明員(谷伍平君) これは旅行斡旋業法が衆議院へ参りまして成立いたしました際にはまだ見通しがはつきりいたしておりません状態であります。

○栗橋赳夫君 まあ審議が早く進めば、この中には上つて来ないとい

うことになるわけであります。仮にこの法案の審議が手間取りまして、斡旋

業法が衆議院へ参りまして成立いたしました際にはまだ見通しがはつきりいたしておりません状態であります。

○説明員(谷伍平君) これは細かい問題です。これが関連して一つお伺いいたします。

○栗橋赳夫君 これは細かい問題です。これが細かい問題です。

○説明員(谷伍平君) これは細かい問題です。これが細かい問題です。

○栗橋赳夫君 いや、例えば株式、社債というようなもので、そういう有価証券であつた場合はよろしくござい

ます。が、例えは前貸しであるとか、或いはその引当のため金を入れる

とか、或いは物資を一時入れて、そ

してその返す金を一時積立ておくとか、こういふ場合も含むと解

されないと工合が悪いのじやないですか。外資法の不備もあるかも知れませ

んが、実際はそうなつて来るわけです。

○政府委員(森井玄剛君) ここに書き

ましたのは、全部基礎法規がございまして、それにコレスボンドして掲げた

くか或いは内閣に置くか、いろいろな

問題があるわけであります。そういう点

であります。そこで本省に船員局といふのが

ございます。地方に十の海運局があ

ります。

○説明員(谷伍平君) これは外資に開

くことになります。

○栗橋赳夫君 そうすると、斡旋業法

が通らない場合にはこれを存置する

だけのことであります。

○説明員(谷伍平君) これは外資に開

くことになります。

○栗橋赳夫君 そろそろとこの「外

國投資家の株式等」の「等」は何を意味

します。

○ 借入金に関する法律の内部では余りはつきりわかつております。ただでございまして、只今の外資等の問題であつて、借入金については入らないと、かように了解しております。

○ 粿橋赳夫君 や、実体法に、外資によるわけなんですから、外資法においてそれが入ればそれも含むという意味であるならば、私も差支えないと思うのですが……。

○ 政府委員(森井玄剛君) さようでございます。

○ 粿橋赳夫君 そうしてこの「許可を與え、又は届出を受理する」ということは、無論そのほかに内部手続その他があつて、この外資に関する主管官庁との連絡がつけられることと思うのですが、例えば十四の五にもいろいろござりますね、そういうものとの関係をつけられる一ことと思つておりますが、そこはどうですか。

○ 政府委員(森井玄剛君) すべて実体法によりましてその細部は動くわけでありまして、御指摘の通りであります。

○ 粿橋赳夫君 もう一つお尋ねしたいのですが、さつきの公益法人としてのツーリスト・ビューロー、その取得した外貨その他といふのはどういうような監督を加えられ、どういうような処理になつて来るのですか。

○ 政府委員(森井玄剛君) 交通公社の扱つております主要な仕事は国鉄の切符の販売、それから国際航空のいろいろ

外貨の運賃の收入がございましても、それは全部外国のそれへ飛行機会社、船会社等に参るわけでございまして、仮に切符の販売等でございまして、仮に事業を始めるとか、大きな施設を持つて、それ以外に外貨をたくさん借りて、只今までのところはそういうケースもございませんが、若しありますといたしましたならば、一般的の外資に関する法律に従いまして処理される事に思ひます。

○**権利者失君** いや、私は先ほど部長さんからのお話では、ニューヨークにものこの事務所を設けていろいろノ・・宣伝その他切符の販売もされることになると思うのです。その場合に今後はまあ大いに外貨を取つてもらいたいと思うものが公社の関係となつておりますから、どういうようにして例えば報告を取られるのか、或いは組織をどこに入れるようになりますのか、日本の銀行に入れるようになりますのか、そういうようなものが何か監督官庁としてきまらなければいけないかんのじやないかと、こう考ふるのですが、その点をお伺いしたいと思います。

○**政府委員(間嶋大治郎君)** 交通公社の宣伝事務所を出しましてやりますので、つまましては、実はいわゆる切符を売るというようなバッキングの仕事を全然やらない方針でございます。これはどうしてかと申しますと、アメ

エージェントというのが非常に強力でございまして、若しそういつた日本の宣伝事務所がそこで切符を売る仕事をいたしますと、自分たちとの競争になります。それでありますと、なかなか協力をするわけではありません。なかへ協力しないといふよなことがございまして、諸外国が宣伝事務所を出します場合なども原則としてブッキングをやらない、宣伝活動だけをするというのが普通でございます。それとも一つは向うで現実に商売をいたしますと、本いろいろへ税金の関係もござります。しかしむしろ日本側へいたしましては、日本にできるだけアメリカのツーリックトを引付けるという宣伝活動をいたしまして、そうして一応ブッキングの仕事は向うの業者にやらせる。その代り日本交通公社が引受けるというふうな形にいたしたいと思うのでございまして、戦前も実はそういう形でやっております。そうして宣伝活動等は主として政府の補助金に基いてやるものになりますので、原則としてこれも無料配付にいたしております。そういうふうな形にいたしますので、收入というものはございません。それで、原則としてこれも無料配付先ほど申上げました通り運輸大臣が国際観光事業の助成に関する法律に基きまして経理上の監督をいたします。帳簿その他につきましても、この法律に従ふべき省令等で一切様式その他がきめてあるわけではありません。この法律によつては、これが経理監督につきましては、この法律に従ふべき省令等で一切様式その他がきめてあるわけではありません。

ございまして、会計監督等も嚴重に
たしまして、又月間の報告も取り、
経理の状態につきましても月別にそ
報告を取りまして、嚴重に監督をい
すことになつております。
○栗栖赳夫君 それはブッキングの事
と私は言うのじありません。こ
は戦前にもニューヨークにあります
て、それもやつておりますが、内地
における連帶運輸と同じく向うで切符
売りまして、そうすると、日本の部
だけのものは日本にそれが来るわけ
す。それから或いは世界一周のクーポン
ならクーポンを出しまして、日本に
滞在し日本を利用した部分については
来るわけです。その計算はこれは外貨
で入るのです。これをどうなさるか
いう意味で、切符を窓口でどんどん
りなさいとかどうとかいう意味ではな
いのであります。あなたは外貨の獲
とおつしやいますけれども、徹底して
おらないのじやないか、先ほどの説話
を聞いて……。それで細かい問題でさ
るが、掘下げて言つておるのです。
れはどうなりますか。

はそれを田に換えまして、そうして一応コンミッショソを自分のほうで差引きまして、その他の経費を今度はホルなり或いは鉄道等に因で支拂うと、こういう形になるわけであります。それで交通公社の取得いたしました外貨は、優先外貨の取扱いを受けておりま
す。

○栗栖赳夫君 そうすると、だん／＼はつきりして來たのですが、私はその面で總務部でやるか……、私は監は將來不適當だと思想します。その部分を大いにやつて頂きたいと思うのです。それがためにはこの案によると、監の下に三つの課があるということでしたなが、この三つのうちのどの課がこの部分を扱うことになるのですか、どうですか。

○政府委員(間崎大治郎君) こういうた仕事の監督は、この三つの課のうちの業務課といふところでやつておりま
す。まあどうしようもんなそれでは監督をしておるかといふことでござりまするが、仕事の実態といたしましては、勿論交通公社が計画を立てて実施をいたすわけであります、併し斡旋の内容、或いは又具体的な旅行の問題についてましても、コンプレインントもいろいろ来ますし、地方からの要望などもござりますし、又我々自身が考えまして、も、適当な旅行計画を立ててもらわなければならんと思いますので、そういう問題につきましては常時連絡を取り、或いは又斡旋内容に適当でないも

業務の実態につきましては、定例の報告を取り、或いは又事前に翌月のこういった外客の日本旅行に関する報告を取りまして、又一つへ計画変更がありますれば、その都度報告を受けまして、いつでも今後の予定というようなものが把握できるよういたしております。そりで適時実は交通公社だけでは手が廻りかねる、殊に春、秋の季節には手が廻りかねますので、私どものところでは実態調査を兼ねまして職員を参加させまして、実際斡旋にも参加させております。又フランス語関係の人が来ますと、交通公社の人たちだけでは手が足りませんので、私どもそういうふたんの者を参加させまして、手伝いをさせると同時に実態を把握するよういたしております。

りますが、今の旅行業なので、ございません
が、旅行業はむしろ私は政府はやら
んほうがいいのではないか。監督と申
しましても、余り深い監督はしないで、
日本交通公社という立派な機関がござ
いますので、それが自分でしつかりや
つて行く、そちらのほうに任して行
く。専売公社にしましても、鉄道にし
ましても、僅か数人の人が監督してや
つておるのでありますから、そういう
意味合いにおきまして、余り仕事の中
に立入つて交通公社のやるようなこと
をお手伝いするようなことは、余り役
所が入りますと、これは業務をやつて
おるのか本当の行政をやつておるのか
わからんようなことになりますから、
成るべく簡素な形で、大綱を押えるよ
うにして、あとは船舶会社にやらせる
とが、鉄道会社にやらせるとかいふよ
うにいたしたいと考えております。

つて、一体三つの課がなにういうふうに連結されるかということはつきりしない。結局これが観光事業が萎靡沈滞するままになつてしまふのじやないか、或いは場合によれば外国の観光業者といふものに押されてしまふのではないかと、こういふように私は感れるわけでございます。

○國務大臣(野田卯一君) 少少意見に亘るよろないとになりますが、まあ行政機構の改革でいつも問題になる点でありまするが、例えば今の問題でありますと、日本交通公社という機関があるわけでござります。あれに対して政府は補助金まで出しておるわけでござります。特別な機関といたしまして、一種の政府の外郭団体として助成をしておるわけでござります。そこには大臣級の人があらうと並んでおつて、優秀な機関を持つておるわけで、それを監督するだけの人員をこちらで備えるということはむずかしいのではない。むしろこちらより偉い人が揃つておられるのですから、こちらのほうは業務面に余りタッチしないで、向うはペーマネット・スタッフで優秀な人が数多くいるのですから、どうしても向うから企画が出て来ることが多いのではないか。それより優つたものを觀光監のほうでやるということは、実際問題としてむずかしいのではないか。一種の旅行斡旋の業務でありますから、やはりそのほうに重点を置いて、あと行政事務の必要な最小限度にとどめることで、交通公社は特殊の機

閣でありますから、これにうんと勧めてもらうほうがよいのではないかといふような大体の考え方を持つておるわけでありますから、この点は御了承願いたいと思います。

○金木直人君　今は資格という点について全然違つて来たといふことはないのですね、養成所を出ても、今度の学校を出ても、與えられる資格は……。

○政府委員(河井玄剛君)　資格その他の全然変りございません。

○委員長(河井彌八君)　本日はこの程度にとどめておいて散会しようと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君)　御異議ないと認めます。さうなりました。

本日はこれを以つて散会いたします。

午後四時五十二分散会

傷病年金又は扶助料で、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号）附則第三項第一号に規定する恩給については、昭和二十七年十月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

昭和二十二年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給について

では、旧恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第百九号）第十條の規定による改定前のその恩給の年額の計算の基礎となつていていた俸給年額及び在職年（計算年を除く。以下同じ。）にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、恩給法の

規定期によつて算出して得た年額（その仮定俸給年額が、恩給年額の計算の基礎となつていた在職年にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額の規定による改定前のその恩給の年額の計算の基礎となつていた俸給年額にそれぞれ対応す

る別表第二号表の仮定俸給年額（その仮定俸給年額が、恩給年額の計算の基礎となつていた在職年にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額より少いときは、同表の仮定俸給年額とする。）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、恩給

法の規定によつて算出して得た年額（前項の規定による恩給年額の改定は、裁定府が受給者の請求を待たずに行う。この法律は、公布の日から施行する。附 則）

別表第一号表

(1) 恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額

五四〇円以上

五五二円以上

五六二円以上

六一二円以上

六七二円以上

七九二円以上

九一二円以上

一〇三三円以上

一五一二円以上

一七二二円以上

一八九二円以上

一九六二円以上

二〇三二円以上

二二八〇円以上

二四七二円以上

二六五二円以上

二八九二円以上

三一三二円以上

三三七二円以上

三六二二円以上

三八五二円以上

四三三二円以上

四五七二円以上

仮 定 債 給 年 額

五四〇円

五五二円

五六二円

六一二円

六七二円

七九二円

九一二円

一〇三三円

一五一二円

一七二二円

一八九二円

一九六二円

二〇三二円

二二八〇円

二四七二円

二六五二円

二八九二円

三一三二円

三三七二円

三六二二円

三八五二円

四三三二円

四五七二円

(2) 恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額

五四〇円以上

五五二円以上

五六二円以上

六一二円以上

六七二円以上

七九二円以上

九一二円以上

一〇三三円以上

一五一二円以上

一七二二円以上

一八九二円以上

一九六二円以上

二〇三二円以上

二二八〇円以上

二四七二円以上

二六五二円以上

二八九二円以上

三一三二円以上

三三七二円以上

三六二二円以上

三八五二円以上

四三三二円以上

四五七二円以上

仮 定 債 給 年 額

七〇、八〇〇円

七八五、六〇〇

八〇、四〇〇

八五、二〇〇

九〇、六〇〇

九六、六〇〇

一〇三、二〇〇

一一一、〇〇〇

一一九、四〇〇

一二七、八〇〇

一三六、八〇〇

一四六、四〇〇

一五六、〇〇〇

(3)

恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が五年以上六年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸	仮 定 債 給 年 額
五四〇円以上	七五、六〇〇円
一、〇三三円以上	八〇、四〇〇
一、五二一円以上	八五、二〇〇
一、二七二円以上	九〇、六〇〇
一、三九二円以上	九六、六〇〇
一、五一二円以上	一〇三、二〇〇
一、六〇八円以上	一一一、〇〇〇
一、七四〇円以上	一二一、〇〇〇
一、八四八円以上	一二七、八〇〇
一、九六〇円以上	一三六、八〇〇
一、二〇八円以上	一四六、四〇〇
一、四四八円以上	一五六、〇〇〇
一、六五二円以上	一六八、〇〇〇
一、八九二円以上	一八〇、〇〇〇
二、一二〇円以上	一九二、〇〇〇
二、三四八円以上	二〇六、四〇〇

二、六五二円以上	一六八、〇〇〇
一、八九二円以上	一八〇、〇〇〇
三、一三二円以上	一九一、〇〇〇
三、三七二円以上	二〇六、四〇〇
三、六一二円以上	二一〇、八〇〇
三、八五二円以上	二一三五、二〇〇
四、三三二円以上	二一五四、四〇〇
四、五七二円以上	二一七三、六〇〇
四、八一二円以上	二一九二、八〇〇
五、二九一円以上	二三二六、四〇〇
五、五三二円以上	二三六三、六〇〇
五、七七二円以上	二四〇三、二〇〇
六、二五一円以上	二四四七、六〇〇
六、七三二円以上	二四五四、四〇〇
七、一一二円以上	二五四六、〇〇〇
七、八一二円以上	二六〇〇、〇〇〇

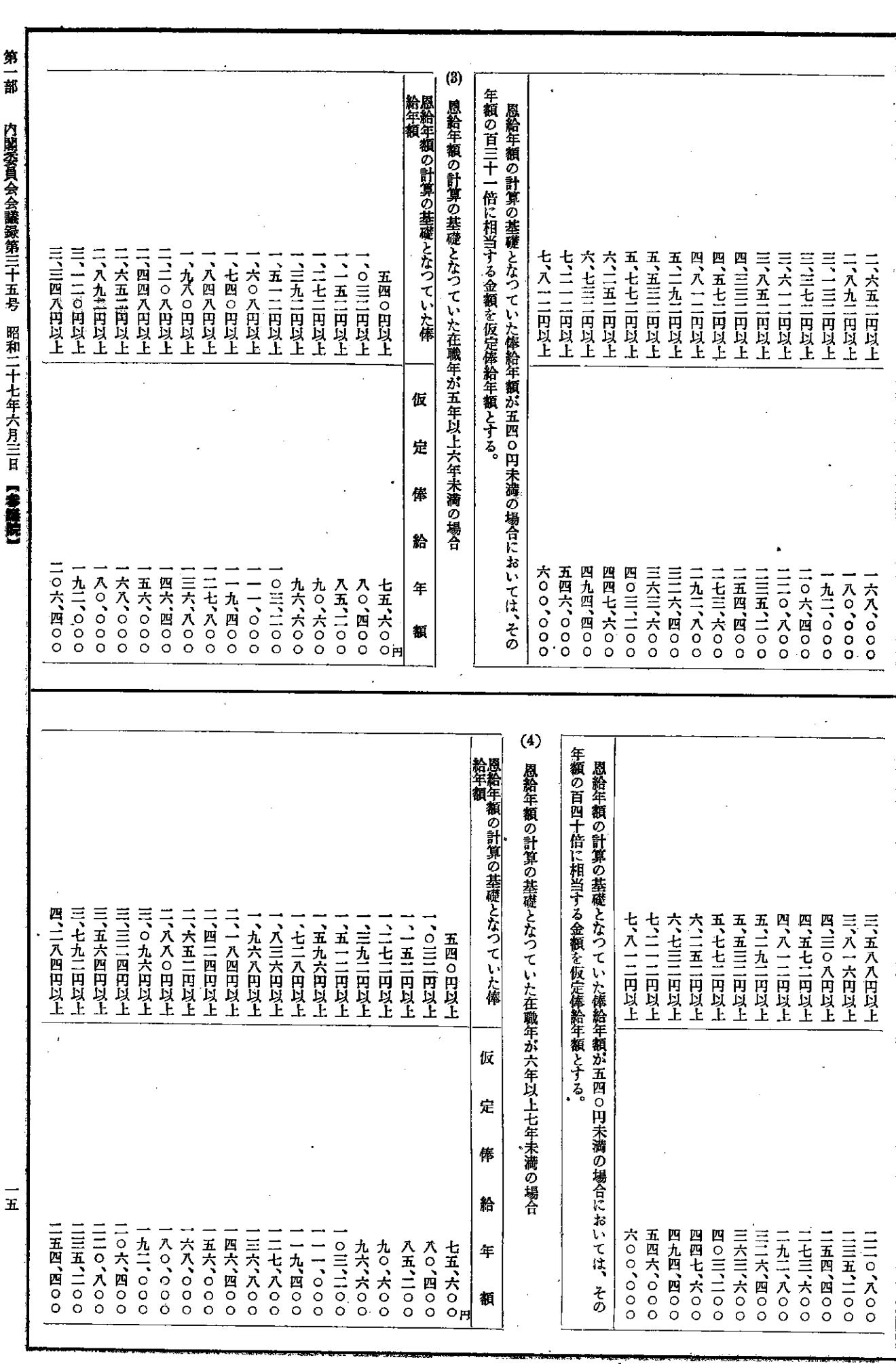
(4)

恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が六年以上七年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸	仮 定 債 給 年 額
五四〇円以上	七五、六〇〇円
一、〇三三円以上	八〇、四〇〇
一、五二一円以上	八五、二〇〇
一、二七二円以上	九〇、六〇〇
一、三九二円以上	九六、六〇〇
一、五一二円以上	一〇三、二〇〇
一、六〇八円以上	一一一、〇〇〇
一、七四〇円以上	一二一、〇〇〇
一、八四八円以上	一二七、八〇〇
一、九六〇円以上	一三六、八〇〇
一、二〇八円以上	一四六、四〇〇
一、四四八円以上	一五六、〇〇〇
一、六五二円以上	一六八、〇〇〇
一、八八〇円以上	一七八、〇〇〇
一、四二四円以上	一九〇、九六〇以上
一、六五二円以上	二〇三、三二四円以上
二、一八四円以上	二〇三、五六四円以上
二、四二四円以上	二〇三、七九二円以上
二、六五二円以上	二〇四、二八四円以上

三、五八八円以上	二二二〇、八〇〇
三、八一六円以上	二二三五、二〇〇
四、三〇八円以上	二二五四、四〇〇
四、五七二円以上	二二七三、六〇〇
四、八一二円以上	二二九二、八〇〇
五、二九一円以上	二三二六、四〇〇
五、五三二円以上	二三六三、六〇〇
五、七七二円以上	二四〇三、二〇〇
六、二五一円以上	二四四七、六〇〇
六、七三二円以上	二四五四、四〇〇
七、一一一円以上	二五四六、〇〇〇
七、八一二円以上	二六〇〇、〇〇〇

三、五八八円以上	二二二〇、八〇〇
三、八一六円以上	二二三五、二〇〇
四、三〇八円以上	二二五四、四〇〇
四、五七二円以上	二二七三、六〇〇
四、八一二円以上	二二九二、八〇〇
五、二九一円以上	二三二六、四〇〇
五、五三二円以上	二三六三、六〇〇
五、七七二円以上	二四〇三、二〇〇
六、二五一円以上	二四四七、六〇〇
六、七三二円以上	二四五四、四〇〇
七、一一一円以上	二五四六、〇〇〇
七、八一二円以上	二六〇〇、〇〇〇



四、五七二円以上 四、八一二円以上 五、二九二円以上 五、五三二円以上 五、七七二円以上 六、二五一円以上 六、七三二円以上 七、二一一円以上 七、八一二円以上	二七三、六〇〇 二九二、八〇〇 三三六、四〇〇 三六三、六〇〇 四〇三、二〇〇 四四七、六〇〇 四五四、四〇〇 五六六、〇〇〇 六〇〇、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百四十倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百四十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	六、二五一円以上 六、七三二円以上 七、二一一円以上 七、八一二円以上
恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百四十九倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	八〇、四〇〇円 八五、二〇〇円 九〇、六〇〇円 九六、六〇〇円 一〇三、二〇〇円 一、一、〇〇〇円 一、一九、四〇〇円 一、二七、八〇〇円 一、三六、八〇〇円 一、四六、四〇〇円 一、五六〇円以上 一、六九二円以上 一、三六八円以上 一、四八八円以上 一、五六〇円以上 一、八〇〇円以上 一、九四四円以上 一、九五六円以上 一、一六〇円以上 一、四二四円以上 一、八二四円以上 一、九五六円以上 二、一五六円以上 二、一六〇円以上 二、四〇〇円以上 二、六四〇円以上 二、八五六円以上 三、七六八円以上 三、七二四円以上 三、七四四円以上 三、七五六円以上 三、五七二円以上 四、二三六円以上 四、二二二円以上 五、二九二円以上 五、五三二円以上 五、七七二円以上 六、二五一円以上 六、七三二円以上 七、二一一円以上 七、八一二円以上

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百四十倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	五四〇円以上 八〇、四〇〇円 八五、二〇〇円 九〇、六〇〇円 一〇三、二〇〇円 一一一、〇〇〇円 一一九、四〇〇円 一二七、八〇〇円 一三六、八〇〇円 一四六、四〇〇円 一五六、〇〇〇円 一六八、〇〇〇円 一八〇、〇〇〇円 一九二、〇〇〇円 二〇六、四〇〇円 二一〇、八〇〇円 二三〇、八〇〇円 二三五、二〇〇円 二五四、四〇〇円 二七三、六〇〇円 二九二、八〇〇円 三三六、四〇〇円 三六三、六〇〇円 四〇三、二〇〇円 四五七、六〇〇円 四五六、〇〇〇円 六〇〇、〇〇〇円
恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百四十九倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	六、二五一円以上 六、七三二円以上 七、二一一円以上 七、八一二円以上

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その

年額の百四十九倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(7) 恩給年額の計算の基礎となつていて在職年が九年以上十年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	八五、二〇〇円
一、一二四八円以上	九〇、六〇〇
一、三五六六円以上	九六、六〇〇
一、四七六四円以上	一〇三、二〇〇
一、五四八四円以上	一一一、〇〇〇
一、六八〇円以上	一一九、四〇〇
一、七八八四円以上	一二七、八〇〇
一、九二〇円以上	一三六、八〇〇
一、一一二円以上	一四六、四〇〇
一、三五二四円以上	一五六、〇〇〇
一、五九二四円以上	一六八、〇〇〇
一、八〇八四円以上	一八〇、〇〇〇
一、三〇二四円以上	一九二、〇〇〇
一、三、二五二四円以上	二〇六、四〇〇
一、三、四九二四円以上	二一〇、八〇〇
一、七二〇円以上	二三五、二〇〇
一、二一二四円以上	二五四、四〇〇
一、三、〇二四円以上	二七三、六〇〇
一、三、四九二四円以上	三〇二、八〇〇
一、七七〇円以上	三二〇、八〇〇
一、二九二四円以上	三三五、二〇〇
一、四、五七二四円以上	三四六、四〇〇
一、四、八一二四円以上	三六三、六〇〇
一、五、二九二四円以上	三九二、八〇〇
一、五、五三二四円以上	四〇三、二〇〇
一、六、二五二四円以上	四四七、六〇〇
一、六、七三二四円以上	四五六、〇〇〇
一、七、二二二四円以上	六〇〇、〇〇〇
一、七、八一二二四円以上	

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百五十七倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(8) 恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五年以上十一年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	八五、二〇〇円
一、一二三一〇円以上	九〇、六〇〇
一、四四〇円以上	九六、六〇〇
一、五二四円以上	一〇三、二〇〇
一、五、一〇〇円以上	一一一、〇〇〇
一、五、七七二四円以上	
一、六、二五一四円以上	
一、六、七三二四円以上	
一、七、二二二四円以上	
一、七、八一二二四円以上	

(9) 恩給年額の計算の基礎となつていて在職年が十一年以上十二年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百五十七倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(10)	恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額	仮 定 債 約 年 額	恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額が五四〇円未満の場合においては、その 年額の百六十七倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。
五四〇円以上	九〇、六〇〇円	五四〇円以上	恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額が五四〇円未満の場合においては、その 年額の百六十七倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。
一、三〇八円以上	九六、六〇〇	一、四〇四円以上	
一、四二八円以上	一〇三、二〇〇	一、四七六円以上	
一、五〇〇円以上	一一一、〇〇〇	一、六〇八円以上	
一、六三一円以上	一一九、四〇〇	二、六八八円以上	
一、七四〇円以上	一二七、八〇〇	二、九〇四円以上	
一、八八四円以上	一三六、八〇〇	三、一三一円以上	
一、〇四〇円以上	一四六、四〇〇	三、三七一円以上	
一、一八〇円以上	一五六、〇〇〇	三、六〇〇円以上	
一、五二〇円以上	一六八、〇〇〇	四、〇九二円以上	
一、七三六円以上	一八〇、〇〇〇	四、五七二円以上	

(11)	恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額	仮 定 債 約 年 額	恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額が十三年以上十四年未満の場合においては、その 年額の百六十七倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。
五四〇円以上	九六、六〇〇円	五四〇円以上	恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額が五四〇円未満の場合においては、その 年額の百六十七倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。
一、三〇八円以上	一〇三、二〇〇	一、四〇四円以上	
一、四二八円以上	一一一、〇〇〇	一、四七六円以上	
一、五〇〇円以上	一一九、四〇〇	一、六〇八円以上	
一、六三一円以上	一二七、八〇〇	二、六八八円以上	
一、七四〇円以上	一三六、八〇〇	二、九〇四円以上	
一、八八四円以上	一四五、〇〇〇	三、一三一円以上	
一、〇四〇円以上	一六八、〇〇〇	三、三七一円以上	
一、一八〇円以上	一八〇、〇〇〇	三、六〇〇円以上	
一、五二〇円以上	一九二、〇〇〇	四、〇九二円以上	
一、七三六円以上	二〇六、四〇〇	四、五七二円以上	

五、五三三円以上	五四〇円未満の場合は、その年額の百七十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。
五、七七二円以上	
六、二五二円以上	
六、七三三円以上	
七、一二二円以上	
七、八一二円以上	

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百七十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	三六三、六〇〇
四〇三、二〇〇	四〇三、二〇〇
四四七、六〇〇	四四七、六〇〇
四九四、四〇〇	四九四、四〇〇
五四六、〇〇〇	五四六、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百七十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	五四〇円以上
一、三四四円以上	一、三四四円以上
一、四一六円以上	一、四一六円以上
一、五四八円以上	一、五四八円以上
一、六五六円以上	一、六五六円以上
一、七八八円以上	一、七八八円以上
一、九四四円以上	一、九四四円以上
二、一三六円以上	二、一三六円以上
二、二三七円以上	二、二三七円以上
二、五九二円以上	二、五九二円以上
二、八〇八円以上	二、八〇八円以上
三、〇三六円以上	三、〇三六円以上
三、二七六円以上	三、二七六円以上
三、五〇四円以上	三、五〇四円以上
三、九九六円以上	三、九九六円以上
四、五二四円以上	四、五二四円以上
四、八一二円以上	四、八一二円以上
五、二九二円以上	五、二九二円以上
五、五三三円以上	五、五三三円以上
五、七八七円以上	五、七八七円以上
六、一二五二円以上	六、一二五二円以上
六、七三三円以上	六、七三三円以上
七、一二二円以上	七、一二二円以上
七、八一二円以上	七、八一二円以上
一、三八〇円以上	一、三八〇円以上

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百七十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。	五四〇円以上
一〇三、二〇〇	一〇三、二〇〇
一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
一一九、四〇〇	一一九、四〇〇
一二七、八〇〇	一二七、八〇〇
一三六、八〇〇	一三六、八〇〇
一四六、四〇〇	一四六、四〇〇
一五六、〇〇〇	一五六、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一六八、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇
二〇六、四〇〇	二〇六、四〇〇
二一〇、八〇〇	二一〇、八〇〇
二三五、二〇〇	二三五、二〇〇
二五四、四〇〇	二五四、四〇〇
二七三、六〇〇	二七三、六〇〇
二九二、八〇〇	二九二、八〇〇
三三六、四〇〇	三三六、四〇〇
三六三、六〇〇	三六三、六〇〇
四〇三、二〇〇	四〇三、二〇〇
四四七、六〇〇	四四七、六〇〇
四五四、四〇〇	四五四、四〇〇
五四六、〇〇〇	五四六、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

(15)

一、五一二円以上	一一九、四〇〇
一、六二〇円以上	一二七、八〇〇
一、七六四円以上	二三六、八〇〇
一、九〇八円以上	一四六、四〇〇
二、〇八八円以上	一五六、〇〇〇
二、三三八円以上	一六八、〇〇〇
二、五四四円以上	一八〇、〇〇〇
二、七六〇円以上	一九二、〇〇〇
二、九八八円以上	二〇六、四〇〇
三、三三八円以上	二三一、八〇〇
三、四五六円以上	二三五、二〇〇
三、九四八円以上	二五四、四〇〇
四、四二八円以上	二五七、六〇〇
四、八一二円以上	二六二五、四〇〇
五、五三二円以上	二七二九、四〇〇
五、七七二円以上	二八四、四〇〇
六、七三二円以上	二九一、八〇〇
七、二二二円以上	三二六、四〇〇
七、八一二円以上	三三六三、六〇〇
八、一二二円以上	三四〇三、二〇〇
九、一九二円以上	三四六七、六〇〇
一〇、一七二円以上	三四九四、四〇〇
一一、一五二円以上	三四五六、二〇〇
一二、一三二円以上	三四九九、八〇〇
一二、一九二円以上	三四三五、二〇〇
一二、二五二円以上	三四五四、四〇〇
一二、三一二円以上	三四七三、六〇〇
一二、三七二円以上	三四九二、八〇〇
一二、四三二円以上	三四三六、四〇〇
一二、四九二円以上	三四六三、六〇〇
一二、五五二円以上	三四九九、八〇〇
一二、六一二円以上	三四三五、二〇〇
一二、六七二円以上	三四五四、四〇〇
一二、七三二円以上	三四七三、六〇〇
一二、七八二円以上	三四九九、八〇〇
一二、九四〇円以上	三四三六、四〇〇

(15) 恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が十七年以上十八年未満の場合

恩給年額の百九十一倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(16)

一、五二二円以上	一一九、四〇〇
一、六二〇円以上	一二七、八〇〇
一、七六四円以上	二三六、八〇〇
一、九〇八円以上	一四六、四〇〇
二、〇八八円以上	一五六、〇〇〇
二、三三八円以上	一六八、〇〇〇
二、五四四円以上	一八〇、〇〇〇
二、七六〇円以上	一九二、〇〇〇
二、九八八円以上	二〇六、四〇〇
三、三三八円以上	二三一、八〇〇
三、四五六円以上	二三五、二〇〇
三、九四八円以上	二五四、四〇〇
四、四二八円以上	二五七、六〇〇
四、八一二円以上	二六二五、四〇〇
五、五三二円以上	二七二九、四〇〇
五、七七二円以上	二八四、四〇〇
六、七三二円以上	二九一、八〇〇
七、二二二円以上	三二六、四〇〇
七、八一二円以上	三三六三、六〇〇
八、一二二円以上	三四〇三、二〇〇
九、一九二円以上	三四六七、六〇〇
一〇、一七二円以上	三四九四、四〇〇
一一、一五二円以上	三四五六、二〇〇
一二、一三二円以上	三四九九、八〇〇
一二、一九二円以上	三四三五、二〇〇
一二、二五二円以上	三四五四、四〇〇
一二、三一二円以上	三四七三、六〇〇
一二、三七二円以上	三四九九、八〇〇
一二、四三二円以上	三四三六、四〇〇
一二、四九二円以上	三四六三、六〇〇
一二、五五二円以上	三四九九、八〇〇
一二、六一二円以上	三四三五、二〇〇
一二、六七二円以上	三四五四、四〇〇
一二、七三二円以上	三四七三、六〇〇
一二、七八二円以上	三四九九、八〇〇
一二、九四〇円以上	三四三六、四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の百九十一倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸 給年額	仮定俸給年額
一、五四〇円以上	一〇三、二一〇円
一、三五六円以上	一一一、〇〇〇
一、四八八円以上	一二九、四〇〇
一、五九六円以上	一三九、四〇〇
一、七二八円以上	一四六、四〇〇
一、八八四円以上	一五六、〇〇〇
一、〇四〇円以上	一六八、〇〇〇
一、二八〇円以上	一八〇、〇〇〇
一、四九六円以上	一九二、〇〇〇
一、七二二円以上	二〇六、四〇〇
一、九四〇円以上	二一〇、〇〇〇

(17)

(17)

恩給年額の計算の基礎となつてゐた在職年が十九年以上二十年未満の場合
恩給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

七、二二二円以上 五四六,〇〇〇
七、八一二円以上 六〇〇,〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その
給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一一一,〇〇〇円
一、四二八円以上	一一九,四〇〇
一、五六六円以上	一二七,八〇〇
一、六六八円以上	一三五,二〇〇
一、八二四円以上	一四五,四〇〇
一、九六八円以上	一五六,〇〇〇
二、一八四円以上	一六八,〇〇〇
二、四〇〇円以上	一八〇,〇〇〇
二、六一六円以上	一九二,〇〇〇
二、八四四円以上	二〇六,四〇〇
三、〇八四円以上	二一〇,八〇〇
三、三一二円以上	二三五,二〇〇
三、八〇四円以上	二五四,四〇〇
四、三三二円以上	二七三,六〇〇
四、八一二円以上	二九一,八〇〇
五、二九二円以上	三二六,四〇〇
五、五三三円以上	三六三,六〇〇
五、七七二円以上	四〇三,一〇〇
六、二五三円以上	四四七,六〇〇
六、七三二円以上	四九四,四〇〇
七、二二二円以上	五四六,〇〇〇
七、八一二円以上	六〇〇,〇〇〇

(19)

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その
年額の二百二十一倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

一、五〇〇円以上 一二七,八〇〇
一、六四四円以上 一三六,八〇〇
一、七八八円以上 一四六,四〇〇
一、九四四円以上 一五六,〇〇〇
二、一三六円以上 一六八,〇〇〇
二、二三五二円以上 一八〇,〇〇〇
二、七九六円以上 一九二,〇〇〇
二、七五六円以上 二〇六,四〇〇
二、七五六円以上 二一〇,八〇〇
二、二六四円以上 二三五,二〇〇
二、五六八円以上 二五四,四〇〇
二、二三六円以上 二七三,六〇〇
二、二三六円以上 二九一,八〇〇
二、二九二円以上 三二六,四〇〇
二、二九二円以上 三六三,六〇〇
二、二九二円以上 四〇三,一〇〇
二、二九二円以上 四四七,六〇〇
二、二九二円以上 四九四,四〇〇
二、二九二円以上 五四六,〇〇〇
二、二九二円以上 六〇〇,〇〇〇

(18)

恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十年以上二十一年未満の場合
恩給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十年以上二十一年未満の場合
恩給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

一、四七〇円以上 一二九,四〇〇
一、四七六円以上 一二七,八〇〇
一、五〇〇円以上 一三六,八〇〇
一、五〇〇円以上 一四六,四〇〇
一、五〇〇円以上 一五六,〇〇〇
一、六〇八円以上 一六八,〇〇〇
一、七六四円以上 一八〇,〇〇〇
一、九〇八円以上 一九二,〇〇〇
二、〇八八円以上 二〇六,四〇〇
二、三〇四円以上 二二〇,八〇〇
二、五二〇円以上 二三五,二〇〇
二、九八八円以上 二五四,四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた在職年が二十年以上二十一年未満の場合
恩給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

一、四七〇円以上 一二九,四〇〇
一、四七六円以上 一二七,八〇〇
一、五〇〇円以上 一三六,八〇〇
一、五〇〇円以上 一四六,四〇〇
一、五〇〇円以上 一五六,〇〇〇
一、六〇八円以上 一六八,〇〇〇
一、七六四円以上 一八〇,〇〇〇
一、九〇八円以上 一九二,〇〇〇
二、〇八八円以上 二〇六,四〇〇
二、三〇四円以上 二二〇,八〇〇
二、五二〇円以上 二三五,二〇〇
二、九八八円以上 二五四,四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一一九,四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その
給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一一九,四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十年以上二十一年未満の場合
恩給年額の二百五倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一一九,四〇〇円
一、四七〇円以上	一二七,八〇〇
一、四七六円以上	一三六,八〇〇
一、五〇〇円以上	一四六,四〇〇
一、五〇〇円以上	一五六,〇〇〇
一、六〇八円以上	一六八,〇〇〇
一、七六四円以上	一八〇,〇〇〇
一、九〇八円以上	一九二,〇〇〇
二、〇八八円以上	二〇六,四〇〇
二、三〇四円以上	二二〇,八〇〇
二、五二〇円以上	二三五,二〇〇
二、九八八円以上	二五四,四〇〇

四二三六円以上
四八二二円以上
五二九二円以上
五五三二円以上
五七三二円以上
六二五一円以上
七八二二円以上

二七三六〇〇
二九一八〇〇
三一六四〇〇
三四三六〇〇
四〇三二〇〇
四四七六〇〇
四五四四〇〇
五六〇〇〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百二十一倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

五四〇円以上
五七二二円以上
六二二二円以上
七八二二円以上

三四六〇〇〇
三四六〇〇〇〇
三四六〇〇〇〇〇
三四六〇〇〇〇〇〇
三四六〇〇〇〇〇〇〇
三四六〇〇〇〇〇〇〇〇
三四六〇〇〇〇〇〇〇〇〇
三四六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百二十一倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(20) 恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十二年以上二十三年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一一九四〇円
一四四〇円以上	一二七八〇〇円
一五八四円以上	一三六八〇〇円
一七二八円以上	一四六四〇〇円
一八八四円以上	一五六〇〇〇〇円
二〇四〇円以上	一五六〇〇〇〇〇円
二二五六円以上	一五六〇〇〇〇〇〇円
二四七二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇円
二七〇〇円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇円
二九四〇円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
三一六八円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
三六六〇円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
四一八八円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
四八二二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五二九二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五五三二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五七三二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
六二五一円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
七八二二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(21) 恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十三年以上二十四年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一二七八〇〇円
一五四八円以上	一三六八〇〇円
一七〇四円以上	一四六四〇〇円
一八四八円以上	一五六〇〇〇〇円
二〇〇四円以上	一五六〇〇〇〇〇円
二二〇八円以上	一五六〇〇〇〇〇〇円
二四二四円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇円
二六五一円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇円
二八九二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
三一二〇円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
三六一円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
四一四〇円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
四七六四円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五二九二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五五三二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
五七七二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
六二五一円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
六七三二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
七二二二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
七八二二円以上	一五六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

(22) 恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十四年以上二十五年未満の場合

恩給年額の計算の基礎となつていていた俸	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一二七八〇〇円
一五四四円以上	一三六八〇〇円
一六六八円以上	一四六四〇〇円
一八二四円以上	一五六〇〇〇〇円
一九六八円以上	一五六〇〇〇〇〇円

二、一六〇円以上	一八〇、〇〇〇
二、三七六円以上	一九二、〇〇〇
二、六〇四円以上	二〇六、四〇〇
二、八四四円以上	二三〇、八〇〇
三、〇七二円以上	二三五、二〇〇
三、五六四円以上	二五四、四〇〇
四、〇九二円以上	二七三、六〇〇
四、七一六円以上	二九二、八〇〇
五、二九二円以上	三二六、四〇〇
五、五三三円以上	三六二、六〇〇
五、七七二円以上	四〇三、二〇〇
六、二五二円以上	四四七、六〇〇
六、七三三円以上	四五六、〇〇〇
七、二一二円以上	五〇〇、〇〇〇
七、八一二円以上	五四六、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつていていた俸 給年額	六〇〇、〇〇〇
(23) 恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十五年以上二十六年未満の場合	七、一一一一円以上
恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十六年以上二十七年未満の場合	七、八一二円以上
恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十七年以上二十八年未満の場合	五四六、〇〇〇

五四〇円以上	五四〇円以上	五四〇円以上
一、六四四円以上	一、六〇八円以上	一、三六、八〇〇
一、七八八円以上	一、五六、〇〇〇	一四六、四〇〇
一、九四四円以上	一、六八、〇〇〇	一五六、〇〇〇
二、一一二円以上	一、八〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇
二、三三八円以上	一九二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
二、五五六円以上	二〇六、四〇〇	一九二、〇〇〇
二、七九六円以上	二二〇、八〇〇	一九二、〇〇〇
三、〇二四円以上	二三五、二〇〇	二〇六、四〇〇
三、五六六円以上	二五四、四〇〇	二三六、四〇〇
四、〇四四円以上	二七三、六〇〇	二七三、六〇〇
四、六六八円以上	二九一、八〇〇	二九一、八〇〇
五、二九二円以上	三二六、四〇〇	三二六、四〇〇
五、五三二円以上	三四七、六〇〇	三四七、六〇〇
五、七七二円以上	五六〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇
六、二五二円以上	五六六、〇〇〇	五六六、〇〇〇
六、七三二円以上	五六九、〇〇〇	五六九、〇〇〇
七、二一二円以上	五六九、〇〇〇	五六九、〇〇〇
七、八一二円以上	五六九、〇〇〇	五六九、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつていていた俸 給年額	七、一一一一円以上	七、一一一一円以上
恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十七年以上二十八年未満の場合	七、八一二円以上	七、八一二円以上
恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が二十八年以上二十九年未満の場合	五四六、〇〇〇	五四六、〇〇〇

(26) 二、二三三円以上

一、四六〇円以上

二、七〇〇円以上

二、九二八円以上

三、四一〇円以上

三、九四八円以上

四、五七二円以上

五、二九二円以上

五、五三三円以上

五、七七二円以上

六、二五二円以上

六、七三一円以上

七、二二二円以上

七、八一二円以上

一九二、〇〇〇

二〇六、四〇〇

二二一、八〇〇

二三五、二〇〇

二五四、四〇〇

二七三、六〇〇

二九二、八〇〇

三二六、四〇〇

三六三、六〇〇

四〇三、二〇〇

四四七、六〇〇

四九四、四〇〇

五四六、〇〇〇

六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた在職年が二十八年以上二十九年未満の場合

恩給年額の二百七十一倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(26)

恩給年額の計算の基礎となつていた俸	仮 定 債 給 年 額
五四〇円以上	一四六、四〇〇円
一、七〇四円以上	一五六、〇〇〇
一、八四八円以上	一六八、〇〇〇
一、九八〇円以上	一八〇、〇〇〇
二、一八四円以上	一九二、〇〇〇
二、四一二円以上	二〇六、四〇〇
二、六五二円以上	二二〇、八〇〇
二、八八〇円以上	二三〇、八〇〇
三、三七二円以上	二四〇、八〇〇
三、九〇〇円以上	二五〇、八〇〇
四、五四四円以上	二九二、八〇〇
五、二八〇円以上	三三六、四〇〇
五、五三三円以上	三六三、六〇〇
五、七七二円以上	四〇三、二〇〇
六、二五二円以上	四四七、六〇〇
六、七三二円以上	四五九、四〇〇
七、二二二円以上	五四六、〇〇〇
七、八一二円以上	六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた在職年が二十九年以上三十年未満の場合

恩給年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(27) 七、八一二円以上

六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

一五六、〇〇〇円

一六八、〇〇〇

一八〇、〇〇〇

一九二、〇〇〇

二〇六、四〇〇

二三〇、八〇〇

二三五、二〇〇

二五四、四〇〇

二七三、六〇〇

二九二、八〇〇

三二六、四〇〇

三四六、六〇〇

四五九、四〇〇

五六六、〇〇〇

六〇〇、〇〇〇

(28)

恩給年額の計算の基礎となつていた在職年が三十年以上三十一年未満の場合

恩給年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつていた俸	仮 定 債 給 年 額
五四〇円以上	一五六、〇〇〇円
一、七八八円以上	一六八、〇〇〇
一、九三〇円以上	一八〇、〇〇〇
二、〇八八円以上	一九二、〇〇〇
二、三一六円以上	二〇六、四〇〇
二、五五六円以上	二三〇、八〇〇
二、七八四円以上	二三五、二〇〇

(29)	恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が三十二年以上三十三年未満の場合	恩給年額の計算の基礎となつていていた俸 給年額	仮定俸給年額
三、二七六円以上	三、八〇四円以上	一五四、四〇〇	二七三、六〇〇
四、四一八円以上	四、九二、八〇〇	一九二、八〇〇	二九二、八〇〇
五、一八四円以上	三六三、六〇〇	三二六、四〇〇	三二六、四〇〇
五、五三三円以上	四〇三、一〇〇	三〇三、一〇〇	三〇三、一〇〇
五、七七二円以上	四四七、六〇〇	三六三、六〇〇	三六三、六〇〇
六、二五二円以上	四九四、四〇〇	三二六、四〇〇	三二六、四〇〇
六、七三二円以上	五一六、〇〇〇	二九二、〇〇〇	二九二、〇〇〇
七、二二二円以上	五六六、〇〇〇	二七三、〇〇〇	二七三、〇〇〇
七、八一二円以上	六〇〇、〇〇〇	二二一、〇〇〇	二二一、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。			

(30)	恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が三十二年以上三十三年未満の場合	恩給年額の計算の基礎となつていていた俸 給年額	仮定俸給年額
一、七二八円以上	一、八六〇円以上	一五六、〇〇〇	一六八、〇〇〇
一、八六〇円以上	一、九二、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一九二、〇〇〇
二、〇〇四円以上	二、〇〇四円以上	一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇
二、二二〇円以上	二、二二〇円以上	二〇六、四〇〇	二一〇、八〇〇
二、四六〇円以上	二、四六〇円以上	二一〇、八〇〇	二一〇、八〇〇
二、六八八円以上	二、六八八円以上	二三五、二〇〇	二三五、二〇〇
三、一八〇円以上	三、一八〇円以上	二五四、四〇〇	二五四、四〇〇
三、七〇八円以上	三、七〇八円以上	二七三、六〇〇	二九二、八〇〇
四、三三二円以上	四、三三二円以上	三三六、四〇〇	三三六、四〇〇
五、〇八八円以上	五、〇八八円以上	三六三、六〇〇	三六三、六〇〇
五、五三二円以上	五、五三二円以上	四〇三、三〇〇	四〇三、三〇〇
五、七七二円以上	五、七七二円以上	四四七、六〇〇	四四七、六〇〇
六、七三二円以上	六、七三二円以上	四五九、四〇〇	四五九、四〇〇
七、二二二円以上	七、二二二円以上	五六四、六〇〇	五六四、六〇〇
七、八一二円以上	七、八一二円以上	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。			
(31)	恩給年額の計算の基礎となつていていた在職年が三十三年以上三十四年未満の場合	恩給年額の計算の基礎となつていていた俸 給年額	仮定俸給年額
一、七〇四円以上	一、八三六円以上	一五六、〇〇〇	一六八、〇〇〇
一、九六八円以上	一、九六八円以上	一八〇、〇〇〇	一九二、〇〇〇
二、一七二円以上	二、一七二円以上	一九二、〇〇〇	二〇六、四〇〇
二、四一一円以上	二、四一一円以上	二一〇、八〇〇	二一〇、八〇〇
二、六四〇円以上	二、六四〇円以上	二三五、二〇〇	二三五、二〇〇
三、一三一円以上	三、一三一円以上	二五四、四〇〇	二五四、四〇〇
三、六六〇円以上	三、六六〇円以上	二七三、六〇〇	二九二、八〇〇
四、一八四円以上	四、一八四円以上	三三六、四〇〇	三三六、四〇〇
五、〇四〇円以上	五、〇四〇円以上	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
恩給年額の計算の基礎となつていていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。			

五、五三三円以上	三六三、六〇〇
五、七七二円以上	四〇三、一〇〇
六、二五二円以上	四四七、六〇〇
六、七三三円以上	四九四、四〇〇
七、二二二円以上	五四六、〇〇〇
七、八一二円以上	六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

(32) 俸給年額の計算の基礎となつていた在職年が三十四年以上の場合

恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円以上	一五六、〇〇〇円
一、六六八円以上	一六八、〇〇〇
一、八〇〇円以上	一八〇、〇〇〇
一、九四四円以上	一九二、〇〇〇
二、一二四円以上	二〇六、四〇〇
二、三六四円以上	二一〇、八〇〇
二、五九二円以上	二三五、二〇〇
三、〇八四円以上	二五四、四〇〇
三、六一二円以上	二七三、六〇〇
四、二三六円以上	二九二、八〇〇
四、九九二円以上	三二六、四〇〇
五、五三三円以上	三六三、六〇〇
五、七七二円以上	四〇三、一〇〇
六、二五二円以上	四四七、六〇〇
六、七三三円以上	四五四、四〇〇
七、二二二円以上	五四六、〇〇〇
七、八一二円以上	六〇〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつていた俸給年額が五四〇円未満の場合においては、その年額の二百八十八倍に相当する金額を仮定俸給年額とする。

別表第二号表

恩給年額の計算の基礎となつていた俸 給年額	仮 定 俸 給 年 額
五四〇円	五四〇円

別表第三号表

恩給年額の計算の基礎となつていた在 職年	仮 定 俸 給 年 額
四年以上	七〇、八〇〇円
五年以上	七五、六〇〇
七年以上	八〇、四〇〇
九年以上	八五、二〇〇
十一年以上	九〇、六〇〇
十三年以上	九六、六〇〇
十六年以上	一〇三、二〇〇

十八年以上	一一一、〇〇〇
二十年以上	一一九、四〇〇
二十三年以上	一二七、八〇〇
二十五年以上	一三六、八〇〇
二十七年以上	一四六、四〇〇
二十九年以上	一五六、〇〇〇

昭和二十七年六月二十六日印刷

昭和二十七年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印 刷 庁